

午前 10 時 4 分 開会

議長（薮野 勤君） おはようございます。ただいまから平成 10 年第 4 回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、12 番 真砂議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 1 番 井原正太郎君、2 番 小山広明君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 12 月 14 日から 12 月 22 日までの 9 日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（薮野 勤君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 12 月 14 日から 12 月 22 日までの 9 日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たり、あいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 10 年第 4 回泉南市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素から本市の発展と市民生活の向上のため御尽力をいただいておりますことに対しまして敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会には泉南市教育委員会委員の任命についてなど議案 38 件と報告案件 1 件を御提案さしていただいております。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。簡単でございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

議長（薮野 勤君） 次に、日程第 3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。なお、質問順位につきましては、抽せん順序といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず初めに、18番 上山 忠君の質問を許可いたします。上山君。

18番（上山 忠君） おはようございます。4たび1番を仰せつかりました新進市民クラブの上山でございます。第4回12月定例議会において、議長のお許しを得ましたので、通告に従い大綱4点について質問させていただきます。

さて、景気は長い長いトンネルに入ったまま出口が見えてきません。国政においては、自民党と自由党の連立が党首間で確認されているが、まだまだ国民が望んでいる安定して諸課題に取り組む体制ができていない状態であるのではないのでしょうか。

我が泉南市を見てみますと、バブルがはじけ、また産業構造の変化に伴い、伝統的な繊維産業は壊滅的な打撃を受けています。税収の徴税率がそれを端的に物語っております。6万4,000市民が住んでいてよかったと感じられる泉南市にするためには、今市が抱えている問題は何か、その問題点は何が原因であるかを把握し、的確な対策を打たれていると思うが、結果的には数字としてあらわれてない。財政状態を見ると、傷が浅いうちに手を打っておかなければ、行政本来の目的である市民サービスに影響が出てくる可能性があります。

後ほど、財政問題については質問させていただきますので、大綱の1点目、情報公開について質問いたします。

情報公開制度とは、国や地方自治体の政治、行政に関する記録、資料を主権者である国民一般に公開する制度であります。市長は3月9日の市政運営方針で、泉南市情報公開制度検討プロジェクトチームを設置し、早期の制度確立に努めてまいりますと、また、できれば10年度で条例の制定まで持っていきたいと発言されています。情報公開制度は、国が主体性を持ち、府、地方自治体におろしてきているものと理解していますが、行政情報を開示することは必要だと考えます。なぜならば、すべて市民が納める税金でもって運営されているからです。市長が表明されてから8カ月が経過していますが、どの程度まで進んでいるのか、お示しく下さいませ。

大綱 2 点目の土取りについてお尋ねいたします。

過去、議会があるたびに質問していますが、関西国際空港 2 期工事では懸案の漁業補償も解決し、埋立用土砂の調達についても大阪府岬町多奈川東畑から 7,000 万立方メートル、和歌山市加太からは 8,500 万立方メートルを、また兵庫県洲本市内田から 5,000 万立方メートルを、津名町佐野から 3,500 万立方メートルを調達することで決着がついたと新聞報道がなされたが、市長は大阪府との約束で、埋め立てピーク時に泉南市内の山間部から採取する場所、量、跡地利用などについては、プロジェクトチームをつくり検討させていると答弁されておられるが、検討項目内容については一切明らかにされてない。本当にあらゆる面から検討がなされたのか、甚だ疑問に思うのであります。

埋め立ての事業主体は、関西国際空港用地造成会社であります。国・府の資本が入っておるとしても民間の会社であります。採算が優先されます。泉南の山間部で取り、ダンプカーで運んで採算が果たして合うのでしょうか。造成会社は岬町を初めとする他の場所の土砂については、1 立方メートル当たり 1,300 円を基本としています。到底無理だと思いますが、いかがでしょうか。また、差額を大阪府が今の財政状態で負担するとは到底考えられませんが、いかがですか。市長のお考えをお示しく下さい。

大綱の 3 点目、りんくうタウンの活用についてお尋ねします。

埋め立てが終わりインフラの整備も終わり、企業にいつでもいらっしやいませと門戸を大きくあけて待っているが、待ち人来らずでペンペン草が生えているのを見るのは忍びありませんが、先般、大阪府はこの状態を何とかしなければと、分譲不振の泉南市の工場団地ゾーンを来年度値下げする方針を出し、また泉南市も独自の補助金制度を今年度中に新設し、来年度から始める方針との報道がなされておりますが、どのような制度を考えておられるのか、お示しく下さい。また、1 期工事の約束事である防波堤の撤去、第 2 号りんくう公園の整備は、どのようになっているのかをお示しく下さい。

大綱 4 点目、財政改革についてお尋ねします。

過去数回にわたり質問させていただきましたが、平成 9 年度決算において、監査委員からの指摘で本年度の単年度収支は 734 万 9,541 円の赤字となっている。今後、地方債の償還が大きな財政負担になるほか、人件

費等の義務的経費は年々増加し、財政事情は一層厳しくなることが予想される。今、このことに対する真剣な対応が求められていると報告されています。

市はこのことを予想し、行財政改革を進めてこられたが、住専と同じで破綻しているのではないのでしょうか。見方を変えて、今の泉南市の財政状態についてお聞きします。日本経済新聞社発行の全国都市財政年報に記載されている財政指標で、それぞれの項目についてお尋ねします。

自主財源、義務的経費、財政力指数、経常一般財源比率、経常収支比率、公債費比率、負債率、人件費の8項目で泉南市の財政を見ると、自主財源では歳入に占める比率が64.21%で全国ランキング190位、これは全国の670都市の中のランキングでございます。義務的経費では歳出に占める比率が56.38%で全国ランキング662位、下から8番目のところにあります。財政力指数では0.886倍、経常一般財政比率では95.49%、経常収支比率では103.47%で全国ランキング660位。公債費比率では16.29%で全国ランキング446位、負債率では287%、人件費比率では32.87%で全国ランキング658位となっており、財政状態は極めて悪いと判断できます。なぜかという、経常収支比率が通常目標ラインの80%を大幅に超過している。その主な原因は、義務的経費、つまり人件費、扶助費、公債費が一般財源の半分以上を占めているからではないのでしょうか。

しからは、どこにメスを入れなければならないか。扶助費、公債費については、今後ふえることはあっても減ることはまずないだろうと考えます。残るは人件費になりますが、人件費比率では先ほども述べたように全国ランキング第658位、人口5万5,000以上8万未満の都市が全国で44市ある中で43位となっているのが実情です。財政改革は入りをふやし出を抑えるのがセオリーではないのでしょうか。入りをふやす努力、つまり税金の収税率を上げる。また、税金を滞納している個人、法人については、市民サービスを一定制限するとか、負債率を下げるために企業の誘致、そのためには企業が進出してくれる土壌づくりが必要かと考えますが、いかがでしょうか。

人件費比率を下げるために、どのようなことが考えられますか。例えば、事務作業のアウトソーシング、総人員の見直し、手当、共済費等の見直し

等考えられませんか。

先般、6月議会で奥和田議員が取り上げられていた調整手当についてお聞きしますが、調整手当とは、そもそも昔、公務員の給料と民間企業のサラリーマンとのギャップを埋めるためにつくられた手当だと思いますが、いかがでしょうか。当市の条例を見ますと、調整手当については当分の間支給するとありますが、また公務員と民間企業のサラリーマンとの給料は完全に逆転しています。見直す時期に来ていると考えますが、いかがですか。このままの状態で行くと、近い将来に赤字再建団体に陥る可能性があります。そうならないように今小さな痛みで済むときに何をすべきか真剣に考え、具体的に行動に移らなければならないと考えますが、いかがでしょうか、お示してください。

以上、大綱4点にわたって質問をいたしました。理事者におかれましては、簡潔かつ明快なる答弁をお願い申し上げ、壇上での質問を終わります。答弁の内容次第では、自席より再質問をさせていただきますのでよろしく。  
議長（薮野 勤君） ただいまの上山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 情報公開制度について、私の方から御答弁を申し上げます。

情報公開条例の制定の進捗状況につきましては、ことしの2月に情報公開制度検討プロジェクトチームを設置いたしまして、条例の案文の作成、それから情報公開に向けての文書管理の体制の検討作業をさせております。ほぼ条例案もでき上がってまいっております、年明けのできるだけ早い時期にこの条例案の御提示なり、それから特に行政と議会と2つあるわけでございますが、議会についての取り扱いにつきましても、その内容や今後の進め方等について、議長さんの方に御相談を申し上げたいというふうに考えております。

言うまでもなく情報公開制度の目的は、多様な意味で語られる知る権利の中の行政情報の公開を求める権利を公文書に関し保障することによりまして、地方自治に欠かせない要素であります市政への市民参加を進め、より理解され、信頼される開かれた市政を実現することでございます。

情報公開制度の実施に当たりましては、その制度の運用及びプライバシー保護について、より一層市民に開かれた市政を実現するため、市民の意

思を的確に反映し、住民自治の理念に基づく市民本位の開かれた市政を実現してまいりたいというふうに考えております。

当初、議会で申し上げましたように、条例案につきましてはできれば来年の3月、いわゆる今年度中に御提案なりしていきたいというように思います。その前に、先ほど申し上げましたように、行政と議会と2つある中の議会の部分をどうするかということにつきまして、近々御相談を申し上げたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（薮野 勤君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 私の方から、関西国際空港2期事業の埋め立てに必要な本市域からの土砂採取の検討状況について御答弁いたします。

本市域からの土砂採取につきましては、搬出土量のピーク時に対応するため、しかも近郊緑地保全区域等の法規制の範囲内で採取が行われることから、岬町域などから採取される大量の土砂に対する補完的な役割を担うものでございます。その前提に立ちまして、市内部の関係部局の担当者で構成いたします検討部会によりまして、これまで搬出方法、ルート、土量等について検討を行ってまいりました。

具体の検討内容でございますが、府道泉佐野岩出線近傍で近畿自動車道より山側、保安林指定区域外で、しかも海への搬出距離が短いところを候補地として、搬出方法につきましてはダンプカーによる陸送とし、ルートは泉佐野岩出線を経由し、りんくうタウンの樽井より搬出することを想定いたしました。

ダンプカーは、10トンダンプカーを使用するものとし、1日の作業時間を考慮しますと、1日当たり約270台で約1,500立米、年間約38万立米の採取が可能ではないかと考えております。

供給単価につきましても、堀削、積み込み、運搬の費用で立米当たり約2,500円前後で、その他沿道の周辺環境対策費、交通安全対策費、積み出し港での積み込み施設等の費用を加えますと、さらに単位は高くなると思われれます。事務的には大阪府へ打診協議を行ってまいりましたが、その中でコストの問題は課題の1つでもございます。

いずれにいたしましても、近く大阪府から正式協議がございまして、その協議内容について把握いたしたいと考えているところでございます。

次に、りんくうタウンの分譲について御答弁申し上げます。

りんくうタウンの分譲をめぐる環境には極めて厳しいものがございますが、原因としては、長引く景気の低迷や経済の先行き不透明感などから、企業の投資意欲が相当に冷え込んでいることに加えて、内陸部の地価下落により、現時点では分譲価格に割高感があることが推測されるところでございます。このため、大阪府企業局におきましては、何らかの対策を講じて企業の立地を促進し、長引く景気の低迷の中で地域経済の活性化に貢献する意味でも方策を検討中でございます。

その方策の1つとして、りんくうタウンの南地区の工場用地において、特定の区域を設定した上で、その区域については分譲価格や資金手当ての面で地元中小企業などが進出しやすい政策的な配慮を講じるなど、企業立地に結びつけることができないか検討中でございます。一方、本市としてもこれまでりんくうタウン立地促進協議会を設置し、大阪府と共同で直接市内の企業を訪問するなどの活動も行ってまいりました。

このような共同の取り組みを踏まえまして、本市としても企業の進出を促す支援方策について、本市の工場設置奨励条例などをベースに内部で勉強会を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（薮野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 1期工事の約束でございますりんくうタウン中での防潮堤の撤去、また公園とか緑地の整備について、事業部の方からお答えをさせていただきます。

防潮堤の撤去時期につきましては、平成12年の春にりんくうタウンの埋め立てに関連する内陸部の雨水施設の整備があらかた終わりますので、その後仮排水路の埋め立てを行い、防潮堤の撤去に着手する予定と聞いております。今後、関係機関に働きかけを行いまして、着実に予定どおり撤去できるよう督励をしてみたいと考えておるところでございます。

また、りんくうタウン内の公園、緑地につきましては、平成6年度と7年度の2カ年間で合計36.9ヘクタールの都市計画決定を行っております。現在開設しておりますのは、りんくう南浜公園の1.5ヘクタールとりんくう南浜緑地の一部1.8ヘクタールの合計3.3ヘクタールでございます、開設率は約9%でございます。

今後、南地区の活性化、また分譲促進の観点からでも大変重要なことで

ございますので、企業局と十分調整を行いながら早期に開設できるよう努力をしまいたいと考えております。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 質問４点目の財政改革のうち、人件費の関係につきまして御答弁をさしていただきたいと思っております。

平成元年度の人件費が約３億８千万円であったものが平成６年度には５億７千万円、平成９年度には６億１千万円となり、大きな伸びを示しております。このような中において、人件費の抑制は急務であると強く認識しているところでございます。

御指摘の人件費の抑制についてでございますけれども、職員定数の適正化につきましても既に平成９年度から実施いたしております、平成９年度は８名、１０年度は６名を削減を図り、さらに１１年度についても６名の削減を予定いたしております。

今後とも機構改革による組織のスリム化を初め、事務事業の見直しや適正な職員配置を図りながら、一定の努力目標と計画の中で市民サービスの点に留意しながら、定数の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、手当関係での取り組みといたしましては、まず超過勤務手当についてであります。一般管理経費に係る経常的な超過勤務手当、いわゆる人事所管分についてでございますけれども、一定の縮減を見ておりますが、今後とも超過勤務内容等の精査を一層強化し、さらに縮減を図るべく努力をしまいたいというふうに考えております。

また、特殊勤務手当についてであります。そのうち１１月の臨時議会において、窓口事務従事手当の廃止について御承認を賜ったところであります。その他の特殊勤務手当につきましても引き続き調査検討を行い、関係団体と協議を進めながら、不適正な手当につきましても見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、調整手当についての問題でございますけれども、国における調整手当の制度の趣旨としましては、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当であります。

また、制度の目的としましては、第１に、同一生活圏における民間の賃金水準との均衡を図り人材の確保を図ること。第２に、その生活圏における物価、生計費に配慮して職員が在勤する地域により実質的な給与の不均



衡を是正するために、給与水準を調整することにあります。

各地方自治体においては、国の支給基準甲地100分の12、100分の10、100分の6、乙地100分の3に準じて支給しているものであり、本市を初め大阪府や府内各市町村においても、現在は甲地の100の10の支給率を採用いたしております。

また、御指摘の支給率の見直しにつきましては、人事院勧告や各市の動向等を勘案して、今後の検討課題であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

次に、国における調整手当の制度の趣旨といたしましては、先ほど述べましたように、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当であります。したがって、条例上、当分の間とありますが、これらの理由がなくなった時点では、支給する意味がなくなるものと考えております。

また、調整手当の支給の是非につきましては、人事院勧告並びに府内各市の動向等を勘案しておりますので、その辺の動向等によりまして対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（薮野 勤君） 上山議員。

18番（上山 忠君） それでは、順番に従って再質問させていただきます。

まず、情報公開についてですけれども、これは市長が答弁等々でなされる中で、情報公開のメリットとして、公開性、透明性の向上、説明責任の確立、市民感覚と行政、企業感覚の接近、職員の意識改革、市民の参加意識等が公開のメリットとして挙げられてるわけですが、こういうことを踏まえた中で2月にプロジェクトチームを発足させ、いろんな事務作業をやってきたという答弁でございますけれども、こういう中で1つ、説明責任をどういうふうな中でその条例の中に入れていかれるのか、その辺のところをまずお聞かせください。

議長（薮野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今、条例案文をつくっておるわけですが、開示説明者はどうなるのか、また責任の範囲はということの御質問でございますが、情報公開担当課で請求に対する受け付け、相談等一元的に行うものというふうに我々としては考えております。情報公開担当

課においては、開示請求しようとする者の相談に応じながら、情報提供で対応できる情報については迅速に提供する、所管課においては開示、非開示の判断をし、決定を行うというふうに考えております。

開示については、情報公開担当課において所管課職員立ち会いのもと行い、開示請求者の求めに応じ可能な範囲で説明を行うというふうに我々考えておりますが、これも条例案文等を御提示させていただいた中で、また御意見等ございましたら聞かせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（薮野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 実施の時期が、3月議会に提案して来年の4月1日から実施したいという答弁をなされたんですけども——3月議会に提案して早い時期ということは4月でしょう。違うわけ。僕はそういうふうにとらまえたんですけどね。

そしたら、実施の時期はいつになるんかと、それとこの情報公開、決めてどの時点から公開するのか。要は条例が制定された日から公開するのか、それ以前のことについての公開はしないのか、するのか、その辺のところをお聞かせください。

議長（薮野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 実施の時期ということでございますけれども、基本的には条例施行後についての公文書を開示することになっております。

施行前の公文書については、この条例の趣旨を尊重いたしまして、開示請求に応じるよう努めるということの努力規定を設けたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（薮野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 時間の関係で情報公開はそれまでにして、次に土取りについてちょっとお聞きいたします。

先ほどの答弁の中で、これは何回も答弁されてるんですけども、法規制の範囲の中で岬町の補完の分として取っていくと。場所は、要はあそこの高速のインターの上の方あたりということで、一応運ぶ方法としてダンプカーで運ぶよと。道路はこの府道63号線を使って、樽井漁港近くから一応積み出しをしたいと。

初めて具体的な数字が出てきておりまして、ダンプカーで運ぶとして10トンでピーク時1日270台、1,500立米、年間で38万立米という答弁でございましたけれども、経費として直接土砂の採取費用が2,500円、その他もろもろでこれよりまだ高くなるだろうというふうな答弁ですけども、実際として、そしたら先ほどの中で土砂会社は1,300円という数字が出てる中で、2,500円プラス経費ということで、限りなく3,000円に近づいてくると思うんですけども、そういうふうな値段、例えば3,000円としたら差額が1,700円出てくるわけですけども、その差額についてはどこが面倒を見るのか。

それと、この土取り問題につきましても、いろいろ要望の中で府について要望書を提出している中で、その中で今までずうっと大阪府と何をどのように協議されてきたのか、また土取りの跡地利用計画になるものは、当初から計画されておったのかということについてお聞かせいただきます。

議長（藪野 勤君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） お答えします。

1点目の差額についてどこが負担するという話なんですけど、交渉の中で岬町域の決定にもわかりますように、大阪府につきましては、2期に関してはフルコスト・フルリターン、かかった経費は全額回収ということで、大阪府は一切それについては補てんしないと、こういうスタンスでございますんで、我々の今後協議が近くあるという中で、その差額補てんについてはどのように考えておられるかというのは、ちょっとまだ明確にされておらないんで、近く行われる協議を把握したいと、このように考えております。

今まで何をどのように協議してきたのかと申しますと、これまで検討部会を踏まえまして基本的なことをまとめて、特に府の今現在の指導方針とかクリアすべき条件とか、この辺を現地事務所、泉州農と緑の総合事務所とか、それから土取りの一応窓口になっております府の空対室、この辺にも話をして、このぐらいの土量でどのように考えておられるとか、法規制の範囲内でうちの例えば墓地公園構想があるところの——例えば墓地公園とした場合、こういうのは可能かどうかと、このような話をしてまいりました。

ただ、コストの問題、この辺が一番かかるところでして、近々大阪府が

来るといふことですので、その内容を十分把握した上で判断してまいりたいと、このように思っております。

議長（薮野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） コストの問題ですけれども、これはだれが見ても到底僕は無理だと思うんですけどね。これ、2,500円プラス経費、それから埋め立て会社が払うのが立米当たり1,300円。明らかに差がかなり出ると。そういう中でダンプカーで運んでいくよと、1日270台というふうな形の中で。これ関空2期工事の環境アセスの中でも、樽井地区のところでは一定騒音のレベルが規制値よりオーバーしているという報告があった中で、その質問の中でも、土取りについては関空会社は一切関知しないよと、改めて環境アセスをやり直すんだと、交通環境の悪化等々についても。そういうような話し合いがあったんですけども、全体的な考えから一般的、常識的考え方を見たならば、今回の土取りについては僕は不可能じゃないかなと。いろんな諸般の事情をかんがみて、中でもこれはどうしても無理があるかと違うかなというふうな感じがするわけです。

今、答弁の中で今後大阪府と詰めて、しかしこの差額については大阪府は一切面倒見ないというふうな等々の話がある中で、本当に市とし、市長として、土取りをし、土取りの跡をどういうふうにしていくかということの考えが本当に出ているのかどうか。市長としてその辺のお考え、どうですか。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 土取りについては、あくまでもピーク時対応ということになっております。したがって、土砂の採取地がほぼ決まっておりますので、あとそのピークというのがどの程度の期間になって、どの程度の量が必要ということになるのかというのは、まず聞かないとわかりません。

それと、単価は大体1,300円、浜渡し、棧橋渡しと。大阪の場合ですね、岬町の場合、そういうことになっております。

それから、運搬については、もちろんピーク時ということはもともとそんな大きな数字を取るうということではございませんから、ベルトコンベヤーで運ぶというようなことは、当初から想定はされておられません。

そういう中でコスト的には当然ベルコンに比べますと割高になるという

のは、ある程度想定できた部分でございますけども、それがいかほどになるのかというのは、ある程度場所の特定をしないと出てまいりませんね、距離の関係がありますから。そういうことで、数カ所選定をしておりますけども、実際いろんな法規制あるいは明確な跡地の利用というものがないと、なかなかそう簡単にはいかない話でありますから、そうなりますと、想定のある場所として最も距離が短い、先ほど参与がお答えしたあたりを考えたわけでありまして。土代はもちろん無料という前提で、掘削、積み込み運搬費で約2,000円余りかかるということでございます。

あと、貝塚には土砂とか採石の既に簡単なホッパーがあって、1期のときそこから搬出したという経緯があるんですが、そこまで運ぶのが1つの案になるかというふうに思います。

もう1つは、先ほど参与が言いましたように、泉南の浜から出すと。泉南の浜から出すと、それは物理的に処理場の前の直立護岸のあたりしかないわけですね。あとはもう緩傾斜でありますから、仮にそこから出すとしての距離を想定して、先ほど申し上げたところであります。

あと、積み出しの施設、簡単なものをするにしても当然費用はかかりますので、それにオンされてくるということがありますから、単価面をとらえますと非常に厳しい状況になるというふうに思います。

それから、その赤字補てんをどこが負担するかということにつきましては、当然泉南市は負担する気はもちろんありませんし、すべきでないということでもあります。ですから、約束したところが負担するのかどうかということだというふうに思います。

それと、そのピーク時に、先ほど言いました仮に1年として、30万立米から40万立米——物理的にですよ。雨の日もありましょうし、夜は走れないということもありますから、そのあたりが1年間の最大になると。そうなりますと、その程度の土量を取ることになりますから、それに見合った跡地の利用、あるいはそれに対する効果はどうかということの検証をしなければいけないというふうに考えております。

大阪府でも同様の今のコスト計算も含めてされているというふうに聞いておりますので、近い時期にそういうお話があるということでございますから、それを十分踏まえまして我々の方も検討したいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 今の答弁を聞いておると、主体性がどこにあるかなど。本当に泉南市から取ってほしい、取るに当たって何と何をどういうふうにしてほしい、そういう要望が1つも見えてこないわけです。ただ、大阪府と相談しながら考えていろんなことをやっていくと。そしたら泉南市としてどういうふうな形でもってこの土取りをやっていくかというその背景というんですか、その辺がどうも見えてこないんですわね。何か大阪府がやってくれるからという他人事みたいな感じで聞こえるわけですけども、時間の関係でこればかり続いたらあとできませんので、これについてはまた後ほど同じ会派の島原議員もおられることだと思いますんで、あとちょっとほかの方でいきます。

まず、このりんくうタウンの分譲ですけども、11月27日の日経新聞を見ておりますと、もうある程度決まったような書き方がなされております。特にここに書いてある、また泉南市も独自の補助金制度を今年度中に新設し、来年度から始める方針、このような記事になっておるんですけども、先ほどの答弁を聞いておりますと、内部で勉強会を開いておりますというふうな答弁であったと思うんです。こっちの新聞記事と、実際どういうふうな形で企業誘致をやっていくかということで、来年度から始めたいというふうな報道に対しての市としての取り組み方がまだまだおくられてるんと違うかなど。もうある程度の骨格はできておってしかるべきだと思うんですけども、その辺どういうふうにご考えておられるのか。

それと、防潮堤と公園ですけども、防潮堤については平成12年の春にやるということで、まだ2年先ですわね。大阪府との約束ではもう既に撤去を終わってないとかかんのに、何で2年先までかかるんか。物理的な問題かお金の問題か、その辺のところ。

それと、公園問題ですけども、都市計画を打ってるのが36.9ヘクタールということで、実際公園化ができてるのが3.3ヘクタール。9%という御答弁があったんですけども、この辺についても市民は今かなりウォーキングブーム、健康ブーム等々で、皆さん朝晩かなりの方が歩いておられますけども、これについても泉佐野側の公園はもう既にでき上がっているというふうな形の中で、なぜ9%しかでき上がってないのか、その辺のところをちょっと教えてください。

議長（薮野 勤君） 樋口参与。

市長公室参与（樋口順康君） 上山議員のお尋ねの件についてお答えいたします。

新聞報道は日経の11月の27日付のものだと思います。こちらから情報提供はそのようにしてないんですけども、企業局とは事務的に常日ごろからりんくうタウンの分譲促進については、協議とかいろいろな話し合いをやっております。

具体的に申しますと、先ほど来からの財政的に本市もかなり税収面で厳しいということもありまして、1つは財政力の向上、雇用の場の確保等のために大阪府に任せ切りではなく、市としても何か努力することはないかということでこれまで検討してまいりました。

そこで、本年10月に関係4部の部課長によるりんくうタウンへの企業立地促進検討会といういわゆる勉強会的なものを内部的に発足しましていろいろ検討しておりますけども、いろいろ税の減免の話とか奨励金の交付、交付金など、どのようなことをしたらよいかと。それから、誘致策は条例として制定すべきではないかと。ただし、現行の泉南市工場設置奨励条例との整合性をどうするのかと。それから、市全体の産業振興の観点から、りんくうタウンだけでなく内陸部についても対象とすべきではないか等々いろいろな問題がありました。これらのものをできるだけ整理した段階で早期に結論を諮って、今後検討会を開いて精力的に結論を出したいと、このように思っているところでございます。

議長（薮野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 防潮堤の撤去の件でございますが、防潮堤に連動して内陸部に仮排水路がございますので、企業局といたしましてはその仮排水路の埋め立て、これを行った後に防潮堤を撤去するというふうに聞いておるところでございます。

まず、岡田地域を中心として道路事情も悪うございますので、できるだけ市民生活にも大きく影響する部分でございますので、防潮堤の全面的な撤去、これについては早期に行うよう督励をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

また、りんくうタウン内の緑地、また公園につきましては、現在は開設率が低うございますが、企業局といたしましては、分譲状況とあわせて整

備を行うということですが、分譲状況に影響する以上に我々泉南市民にも大きく影響するわけですので、鶏が先か卵が先かになるわけですが、公共施設が整うと分譲も促進されるんではないかという御意見も申し上げて、早期に緑地、公園の整備ができるように努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 先ほどからずっと答弁を聞いておると、どうもやる気の問題かなという感じがするんですけども、何か取り組みに熱意が感じられないという感じがするわけです。いろんな問題点を踏まえてる中で、本当にこの市をどういうふうにやっていくかということについて、もう少し真剣に考え、真剣に討議することが僕は重要じゃないかと思うんです。今でも大阪府の意見を聞いてどうのこうのと。先ほどの土取りのところで言いましたけども、市としての主体性が全然見えてきておりません。今後またさらなる努力をされんことを期待いたします。

次に、財政改革ですけども、これについては答弁の中で職員数についても一定ずつ減らしてきているというふうな答弁等々あったわけですけども、先般の新聞で見ますと、これは12月の11日ですけども、堺市が立てたやつで今までやっておった行財政改革はあかんよと、これでは一応結果が出ないということで、新たに新行財政見直し実施計画というやつを立てておられます。

その中では、5年間で定員710人を削減とか、保健や建設などの組織の再編整備と、かなりドラスチックなことがなされてるわけなんですけども、ただ、当市にとってほんとに総定員の見直し等を踏まえた中で、今やっておられるのは、退職者を補充してないというふうな形の答弁だと思うんですけども、そういう中で、堺市が3年間の計画をやった中で、これではあかんよという形ですぐ見直しがなされております。当市の行財政改革についても、本年度が最終年度だと思っております。

そういう中で目標値92%にすべきところが103.5に終わっているよと。こういうかなり厳しい実態の数字が出てる中で、今後どのような方策をもってやるうとしておられるのか、その辺のところを再度お聞かせください。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。



総務部長（細野圭一君） 本市におきます財政状況の悪化の中での取り組みといたしましては、議員御指摘のように平成8年度に緊急対応策を実施いたしましたして、平成8年12月に行財政改革大綱を設けまして、その後3カ年の目標でもって対応してきたところでございます。

確かに議員御指摘のように、この中で経常経費を10ポイント程度下げるということで対応してきたわけですが、確かに9年度におきましては逆に3ポイントほど上昇したという結果になってございます。この分析等は一定程度やっておりますして、確かに議員御指摘のように公債費の増とか、物件費のいわゆる総福のランニングコストの増とか、繰出金、特に下水ですね。こういうふうな部分の増によりまして、残念ながら3ポイントほど上昇してきているという結果になってきてございます。

今後も確かに議員御指摘のように、この経常経費的な部分というのは一挙に縮めるということは、現在の状況から見ますとなかなか厳しいわけでございます。そういう中で私どもといたしましては、その3カ年というだけでなしに、財政の今後の対応につきましては、中期的な方向を、今後も平成13年～14年を見た中期的な計画なりを立案する中で検討をしてみたいと思っているところでございます。

議長（薮野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 検討、検討では先の結果が見えてこんわけなんですけどね。いろんな指標の中で、先ほど壇上でも言ったわけですが、やっぱり義務的経費、これが一番ポイントになってきていると思います。そういう中で、やはり今まで聖域とされてきた人件費にそろそろ踏み込んでいかんと、将来にわたって禍根を残していくんじゃないかと思っております。

そういう中で、手当と特殊勤務手当が一般職のところでは29個、それから消防で10個特殊勤務手当があるわけですが、先般、窓口手当を見直した中で、残りの29プラス10、39の手当について、今後どのような形で考えておられるのか、その辺のところをお示しください。

議長（薮野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど御答弁をさせていただきましたように、窓口手当につきましては、11月の臨時議会で御承認をいただいております。その後、今上山議員御指摘のように39ほど手当がございます。現在、人事の方でその内容につきまして精査をいたしております。現実には実際

の職務についておるのになじまない手当があるのかないのかという検証を行った中で、我々としてはその積算も含めて行った中で、当然関係団体等々と協議を我々今後して行った中で、その手当につきましても整理統廃合等を実施していくという考え方で現在進めております。

ただ、具体的にどの手当をどうするという答えは現在出ておりませんが、もう少し時間がかかるとは思いますけれども、厳しい財政状況の中でございます。当然、関係団体等にも理解を賜らなくてはならないわけですが、これも1つの我々に課せられた仕事でございますので、前向きにその手当の改善につきましても現在取り組んでいるところでございますので、御理解をお願いいたします。

議長（薮野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 理解は示すわけですが、本当に何かスピードが全然乗ってないなど。やる、やります、やりたいという気持ちはわかるんですけども、実際、そしたらどういうことをやったら数字が好転してくるのかと、その辺のところをやっぱりもう少し厳しい目で見直ししていかなければ、近い将来、先ほど言いましたように赤字再建団体にも陥るような可能性があるわけですね。

そういう中でお聞かせ願いたいのは、共済費の問題ですけれども、共済費の中では健康保険、共済組合負担金、互助会、補助金等々あるわけなんですけれども、この辺の負担率の割合ですけれども、健康保険負担率でいきますと行政が72.6%、職員が27.4%という形になっておりますし、共済組合の負担金でも行政負担が63%、職員負担が37%というふうな形で、若干バランス的に崩れてるんじゃないかと。民間等々の企業におきましての健康保険負担率は、1対1の負担になっておるのが通常かと思うんです。そろそろこの辺のところにもメスを入れていかなければならないんじゃないかと思うわけですが、これらについてはどういうふうな考え方を持っておられるのか、お示してください。

議長（薮野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 御指摘の健康保険組合と共済組合等の負担についてでございますけれども、個人負担率と市負担率の決定に当たりましては、関係団体でございます大阪府市町村職員健康保険組合と大阪府市町村職員共済組合において審議の上決定されるところでございます。

御指摘の個人の負担率が民間に比較して低過ぎるのではないかということでございますけれども、現在、健康保険組合等におきまして負担率のあり方につきまして審議を行っております。それにつきまして、まだ具体的な数値等はまいてきておりませんが、会議等の中でその結果が報告されるものと思いますので、それまでしばらくお待ち願いたいと思いますけれども、現在、健康保険組合につきましては、負担率につきましての審議は行っているということだけ今のところ御報告できると思います。

以上でございます。

議長（薮野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 今初めて、健康保険については一応負担率について検討しているという御答弁がございました。

公平さの点からいきますと、やはり偏ったような形の行政はいかかなと思うわけです。そういう中で、財政的に非常に厳しい。いろんな指数を見た中でも、いい数値が出てるというのはほとんどないわけですが、そういう中で特に負債率というところの関係で見ますと、これ通常は100%を超すと危険ラインとされているという形で、これが今287%になっているよという形なんですけども、この負債率というのは、固定資産評価税額を分母として地方債残高を分子で計算するということで見ますと、この固定資産評価額ということで行きますと、いかに市の商工業が活性化されてないかという評価ができると思うんです。いろんな工場、商店等々の設備投資ができてない、新しい企業も誘致できてないという形がこの数字をあらわしていると思うんですけども、その辺についてどういうふうな考え方を持っておられるのか、お示してください。

議長（薮野 勤君） 答弁を願います。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 負債率に関連して市の産業構造というか、経済振興についての考え方というふうに思っております。

確かに現在非常に厳しい経済環境のもとで、商業であれ工業であれ非常に沈滞をしておるということ。それに関連して、地価等も非常に下がってきておると。必然的に土地の値段あるいはそれを反映する固定資産税等も価値が下がってきておると。これはひとえに泉南市だけの傾向ではなくて、全国的な傾向だろうというふうに思っております。

それに対しまして我が市につきましては、平成6年の開港以来、今のと

ころ道路、公園、下水といった基盤整備に非常に力を入れておると。そういう関係で多少起債、地方債の残高がふえてくるということも一定やむを得ない面もあろうかというふうに考えております。

ただ、大きな流れの中で繊維産業、糸へん産業を中心としたものが、最近の産業構造の中でずっと衰退をしておると。それにかわる新しい産業といますか、を興すための努力なりが足らなかったのではないかとということで、そういう点につきましては、私どもはりんくうタウンというものに非常に期待をかけておったわけですけれども、昨今の情勢の中で非常に厳しいということでございます。

したがいまして、先ほども少し関連で御質問があったかというふうに思いますけれども、市といたしましても商工業、消費を喚起するためのいろんな施策が一定打たれておりますけれども、それに合わせまして新しい産業を立地をさしていくために、一定いろんな問題は抱えておりますが、例えば固定資産税相当の補助金を数年にわたって出すということぐらいをしてでも、立地をしていただいて、長い間の、難しい言葉でいうと税源の涵養とといいますか、税源を醸成していくための一定の努力もやらなければいけないんじゃないだろうか。

その実験的な1つの場所として、先ほどもございますが、大阪府の企業局からもそういう申し入れがあるのも事実でございますので、ひとつ前向きに検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 何分までですか。

議長（藪野 勤君） 8分です。

18番（上山 忠君） それではこれは出の方ばかりちょっと質問をしとったんですけども、入りの方の税金の徴収のところではちょっとお聞きしたいと思うんですけども、多分徴税率が平成9年で83.6、関空分の税収を除くと78%ぐらいの徴税率になっていると思うんです。やはりそういう府下ワーストワンというぐらいの徴税率、特に1,000万円以上の滞納者が二十数名おられるという実情の中で、いろいろ努力はされてると思うんですけども、しかし、なぜこういうふうな数字——臨戸徴収などの方策をとってやっておられるんですけども、それにしても数字が悪過ぎると。金額にしてみますと、やっぱり十数億円入ってくるはずのお金が入ってきてな

いわけです。

その十数億円入ってくるとすれば、ほんとに今府・国の補助金を受けてやる工事としては、数十億の工事が、事業ができると思うんですけども、その辺のほんとにまじめに税金を払っておられる人らがばかを見ないような形の徴税をやっていかなければならないと思うんですけども、その辺についてお聞かせいただきます。

議長（藪野 勤君） 中田総務参与。時間がありませんので簡潔に。

総務部参与（中田正純君） 徴収率の関係で御質問をいただきましたので、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、我々としても徴収率のアップについては、日ごろ徴収方法とかいろんな面で検討を重ねているわけでございます。

本年度ですが、11月末現在で前年と同期で比較いたしますと、本年度は現年課税分で0.79%、滞納繰越分で2.95%の伸びを見ているわけでございます。

これは私どもといたしましても、徴収方法を従来の方法から今年度に4月以降、休日の臨戸徴収とか3回実施いたしております。また、滞納者に対しての早期の処理という形で、いわゆる差し押さえとか、土地、建物だけではなしにいろんな調査、いわゆる預金とかそういうような調査も積極的に行いまして、今年度は現年につきましては、今年の分につきましては増を見ているわけです。

ただ、全体的に見ますと、徴収率が0.59%の減を見ております。これは昨年度の滞繰分が多くなる関係上、数字的には分母が大きくなって、ことしはわずか——金額的には今正確な数値を持ち合わせておりませんが、1億円前後前年より上回ってますけれども、滞繰の分が分母が多くなるということで、全体的な徴収率は下がるということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 以上で上山議員の質問を終結いたします。

次に、8番 松原義樹君の質問を許可いたします。松原君。

8番（松原義樹君） おはようございます。第1翔政会の松原でございます。平成10年度第4回定例会に当たり、大綱第4点について質問を進めてまいりたいと思います。

さて、この夏世間を騒がせた隣県の和歌山市での毒入りカレー事件、こ

れも犯人逮捕ということで一安心というところですが、それがほんとの犯人やったらという意味です。いろいろ悪事が出るわ出るわ、あきれます。自己中心的な彼女がどのような教育を受けたのか、類似事件が再発せぬことを願いたく思います。

また、バンコクではアジア大会が開かれ、連日、日本選手の活躍が速報され、不況一色の世に一服の清涼感を与えてくれております。

また、当市の南大阪湾岸南部流域下水道組合、管理者向井泉南市長が環境ISO14001を12月11日、先日取得したという新聞報道を目にいたしました。おめでとうと言いたいと思います。市長、答弁の中で所見があれば披露をください。

それでは、通告に従い、大綱第1項目、文教政策について質問いたします。

第1点目、避難場所と耐震検査についてですが、泉南市では防災マップが全区配布されております。その中に教育施設といおうか、幼稚園、小学校、中学校、また保育所、公園、集会所など市の公共施設が数多くあります。

平成7年1月に起きた阪神・淡路のあの大地震がまたいつ起こるやもしれません。その阪神・淡路大地震が午前5時46分という時間でしたが、3時間もしおくれておったらと思うとぞっとします。子供たちは学校に通学している、そして授業を受けている最中ということになるわけです。学校施設が耐震検査をしないと大規模改修ができないという方針が出され、3年近く大規模改修が進んでおりませんが、次善の策としてどのように考えておられるのか、市長並びに担当部長の答弁を求めます。

2点目として、教育予算の増額について質問いたします。

平成9、10年度は約12%前後で進んでおりますが、大阪府内での平均は14%を超えていると聞いております。2%の差は、泉南市の予算規模からすると約4億円程度になります。平成11年の1月31日現在で勇退される予定の赤井教育長、教育長として今までの思いと、今後の教育に対する要望をお聞かせください。

ある文献を読んだとき、義務教育というのは、それを受ける生徒たちにとって義務であることになっているが、学校にとっても先生にとっても、ある一定の水準まで子供の学力を引き上げることは義務である。ところで

ん式に送り出すことは、学校や先生たちに課せられている義務を放棄していると言われても仕方がないのではないかと、という文章がありました、西坂部長、これについてどのように思われるか。

3点目、各小学校区の明示が入り組んでいるように思われますが、校区の調整を行うつもりがあるか、お答えください。また、同時に幼稚園と保育所の問題について、文部省が3歳児教育を進める旨の報道があったが、どのように考えるのか、お答えください。

それから大綱第2点、1点目としてりんくうタウン内の分譲状況についてお尋ねいたします。

まず、現在の経済状況から考え、企業の冷え切っている投資意欲を高めるためにも、分譲単価の見直しや税制面での優遇措置を考えるべきではないでしょうか。この点、お答え願います。

さらに、海浜緑地を含め今話題のPFIというんですかね、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの導入も検討し、活性化を図るべきだと考えますが、こういう新しい対応をお考えかどうか、お答えください。

2点目、下水道幹線工事の整備が進められ、樽井5号踏切下部も本年12月末までに完成するようですが、大里川下流部、特にりんくうタウン内の道路の接続計画はどのようになるのか、また、いつ完成の予定か、お聞かせください。

大綱第3点、ふれあい自然塾と農業公園の進捗状況について質問します。

きょう時点での進捗状況と、花卉団地の売り出しといおうか、農家の方に売り出す日はどのくらいの予定か、また坪当たり単価はどのくらい、いかほどになるのでしょうか。

また、要望を出して完成するまでに、事業というのはそういう時間がかかるんでしょうが、20年以上も時間が経過しているようでありますが、購入者のいわゆる意欲、これは変わっていないのか、需要というんですか、それは調査したことはあるのか、お答えください。

また、ふれあい自然塾は平成17年でしたか、を完成目標にしているようですが、完成時には何かイベント等考えているのか。また、大阪府も財政難であるが、例えばボーイスカウトの大会で日本ジャンボリーというものがあるんですが、そのような大会の誘致に手を挙げ、そして一挙に資金面から開発を進める。また、どうなのか、そのことにより不況対策の解

決につながると思われるが、いかがでしょうか。

大綱第4点、市営住宅問題について質問します。

第1点目、取り残しの10戸と1区画のその後について、私、質問さしていただいてから約1年が経過しておりますが、どのような進捗状況か、お答えください。

なお、前回私の質問に対し年1万800円なりと年1万8,000円の2種類の地代を払ってもらっているとの回答をいただいておりますが、また、その方々の家賃といおうか地代は値上げしていませんか、お答えください。

2点目、定期借地権付分譲住宅について、どのように検討され、きょう現在、住民の方々に提示されておるのか。その中には設計図、間取り、家賃、そのようなことについてお答えください。

神奈川県住宅供給公社の借地権付住宅の資料を取り寄せ検討いたしました。同公共団体が横浜本牧というんですかね、本牧で第1期として平成8年6月に販売、8月入居でもう実施済みであります。ということは、公共団体がそのいわゆる借地権つき住宅ということは、平成8年からもう手がけてるということでございます。公社所有のへた地というんですか、横に残ったような地、これを有効利用した例ですが、市の公社でも同様の方法で市営住宅の供給もできると思われるが、いかがでしょうか。

3点目、家賃供託に進んだ市営住宅住民に対し、調停という行為が進められておりますが、そこまでいかなければならなかった理由について、これをお聞かせいただきたい。

以上で壇上での質問は終わります。答弁によっては、議席より再質問させていただきます。以上です。

議長（薮野 勤君） ただいまの松原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、南部下水道組合が今回ISOの14001、下水道部門で全国で初めてこの認証を受けたということの所見ということでございますけども、約1年前にこれからの地球環境時代ということを踏まえまして担当の方に指示をいたしておりましたけれども、その後12名の職員全員がこの環境ISO取得に向けての研修も受け、また内部監査員の資格も取り、そして準備を進めてきたということが、今回大きく実を結ん



だものというふうに思っております。大阪府初め建設省、大変喜んでいただいております。小さなまちの小さな下水道組合が、今や全国でトップを走る環境問題についての国際規格を取ったという意義は、大変大きいというふうに思います。それはやはり12名の職員全員がこの1年かけて本当に努力をした結果だというふうに思っております、職員の皆さんにまず心からおめでとうと私からも言いたいというふうに思っております。詳しいことは、また別途お話をさせていただきたいというふうに思いますので、私の今の所見としてはそういうことでございます。

それから、りんくうタウンの方で新しい御提案といたしまして、PFIの導入はどうかという御提案をいただきました。これは民間資金で社会資本を整備するという今話題の方法でございまして、PFI——プライベート・ファイナンス・イニシアチブでございますが、私どもも国あるいは地方の財政が非常に厳しいという中であって、こういう民間資金で社会資本を整備するというこのPFIが今後大きな役割を果たすのではないかとというふうに私自身も思っております。したがって、この制度をりんくうタウンにも導入できないかということをお大阪府の企業局にも提案をいたしております。それを受けまして、府の方でも今いるんな形で検討していただいているというふうにお聞きをいたしておりますので、例えば御指摘がありましたように海浜緑地でのこれらの活用、あるいはりんくうタウンの敷地内での集客施設等への適用とか、そうものできないかどうかということをお真剣に考えていただいておりますので、貴重な御提案として受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

議長（薮野 勤君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 松原議員さんからの教育予算に関連しての御質問がございました。教育長としての将来的な希望を述べよというお話だと思っておりますので、大変財政的な危機の状態の中で申し上げることは、大変恐縮な部分もあるわけですが、教育行政は教育、指導を目的とする行政でございます。子供を育て、あるいは市民の教育あるいは文化を育てる仕事でございまして、国家百年の大計と申しますか、人あつての政治であり経済であると私は思います。そして、当然そのためには先ほど議員の方からお話しございました、いわゆる阪神・淡路大震災の教訓を生かせというお話もございましたように、まず命を守り育てるのが私たち教育の使命

でございます。

そういった意味におきまして、命を守り育てる教育というのは、また地球環境でいえば地球生態系の一環でもあるわけでございますので、大変重要な、最も重要な基本だろうというふうに考えております。環境が人をつくると言いますし、またその環境をつくるのは人でございますので、こういった教育につきましては、目に見えない効果、あるいは何十年、何百年という先に結果が出るわけございまして、教育そのものにかかる使命というのは、大変なものでございます。

そういった意味におきまして、今後とも教育予算につきましては、できる限り関係当局、関係部局の、また議員各位の御協力、御理解をいただきながら教育予算の確保を進めてまいりたいと思っておりますし、ある意味におきましては、こういった時期に市としての大決断と申しますか、英断を必要とする時期でもあろうかと思っております。

大変口幅ったいことを申し上げましたけれども、皆さん方の御協力をお願い申し上げまして、財政的な意味で教育にかけてのお願いを申し上げまして、私の意見にかえさしていただきます。ありがとうございました。

議長（薮野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 失礼いたします。ただいまの御質問の中の私の3点ほどお答えさせていただきます。

まず1点の校区のことでございますけれども、校区問題につきましては、泉南市内における新しい住居表示が終了した時点で論議していく考えでございますけれども、このことも考慮に入れながら、調整の必要な部分につきまして適切な時期に検討を進めてまいりたいというように考えております。よろしくお願いたします。

それから、義務教育についての義務ということでございますが、この教育の義務を課せられておるのは、保護者にあるというように確認しております。ただ、学校におきまして子供たちの学力を引き上げるということについては、当然のことでございます。今現在の学校を取り巻く環境を見ますと、なかなかこの学力を向上させるということだけに100%のエネルギーを使うということも難しい状況でございますけれども、この学力をどうとらえるかというとらえ方にもかかわってくるかと思っておりますが、全力を挙げて対応しているところでございます。

それから、幼稚園の3歳児保育についてですけれども、平成12年から文部省としては取り入れるようにということになっておりますが、これは今現在、事務局内において検討委員会を持っております。その中で検討を続けておるところでございますが、平成12年に一斉にすべての幼稚園でということまではいかないかと思いますが、できるところからそういうように取り組んでいきたいというように考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（薮野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 松原議員の御質問の1点目の教育の関係で防災の避難場所と耐震の関係がございましたので、防災を担当している方から基本的なことを御答弁さしていただきたいと思っております。

避難場所に関しましては、地域防災計画の中で災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるように、総合的かつ計画的な避難対策を図るために、避難地や避難所として位置づけをしております。

避難地に関しましては、災害時において住民が一時的に避難できるよう必要なオープンスペースとしての機能を果たすものとして、20カ所の公園を一時避難地にするるとともに火災の延焼拡大によって生ずる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所として、3カ所の広域避難地を選定しております。

また、避難所としての機能を果たすものとして、33カ所の小学校、中学校、公民館等を指定避難所として選定するとともに、災害発生時において避難所を補完する目的で、指定避難所に準じて14カ所の幼稚園、保育所等を準指定避難所として選定しております。

なお、避難所の選定に当たりましては、想定される避難所、生活者数や施設における収容人口、避難所までの距離、避難圏域、各施設の避難所としての適性など総合的に検討を重ねた上で、市内各所に分散して配置しております。

次に、各施設の耐震検査でございますが、大阪府の耐震改修実施計画等に基づき、昭和56年に建築基準法の改正による新耐震基準が実施されておりますが、昭和56年以前に建てられた建築物を重点に、今後耐震診断の実施方法、優先順位等の検討を行い、必要に応じ耐震改修の促進に努めなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いた

します。

議長（薮野 勤君） 樋口参与。

市長公室参与（樋口順康君） りんくうタウンについて御答弁申し上げます。

りんくうタウンの分譲につきましては、本市域にかかわるものは、空港関連産業ゾーンと工場団地ゾーンがございますが、分譲済みの面積は6.7ヘクタールで分譲予定面積の約16%となっております。分譲につきましては、訪問、電話、ダイレクトメールなどでセールス活動が行われているところでございます。

りんくうタウンの分譲がはかどらない原因につきましては、りんくうタウンへの進出意欲はあるものの景気の低迷や経済の先行き不透明感から企業の投資意欲の低下に加えまして、内陸部との地価との比較で分譲価格そのものに割高感があることなどから、最近では具体の申し込みはないと聞いております。そのため、分譲の遅れております工場用地につきましては、地元の中小企業などの移転が促進できるような条件整備、例えば特定区域を設定した上で、その区域については分譲価格や資金手当の面で政策的配慮を講じるなど、企業立地に結びつける方策について、現在大阪府企業局において検討中でございます。

本市にとりましても分譲を促進することは、新たな税源の確保とともに雇用の場の確保ともなりますので、本市としても企業の進出を促す支援方策について、本市の工場設置奨励条例などをベースに内部で勉強会を行っているところでございます。具体的に申しますと、固定資産税相当分を奨励金的な形で補助するなどの支援方策でございますが、このようなことを実施した場合の課題整理を行っているというところでございます。

議長（薮野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 私の方から、まずりんくうタウンでの防災センター周辺の道路整備状況についてお答えをさせていただきたいと思えます。

大阪府南部防災センターの東側の道路につきましては、この道路は南部流域下水道組合に通ずる道路でございますが、平成9年の4月から府の企業局より移管を受けまして道路として認定をいたし、りんくう南13号線として供用に至っておりますところでございます。

本路線としての終点部でございます海に突き当たる北側の部分でございますが、ロータリー形式による回転路を設けておりまして、将来そこから

西側の方に周回道路が完成するわけですが、それまでの暫定といまして、ロータリー形式を行っておるところでございます。

また、周回道路につきましては仮排水路の埋設の問題もございますが、早期に整備を行いまして、あの周辺の円滑な道路交通が確保できるように、今後企業局と調整を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、大綱第3点の農業公園についてでございますが、農業公園につきましては、花卉団地の造成を平成3年度に泉南市の花弁組合から要望がございまして、財団法人の大阪府農と緑環境の整備公社が事業主体となりまして、平成6年度から事業を実施しております。平成12年度入植開始をめぐりに入植予定者と調整中ございまして、現在も入植予定者の方々と話し合いをしておるところでございます。

また、農用地の分譲単価につきましては、坪単価8万円を超えないようにするという約束もございまして、今後入植予定農家の負担が少しでも軽くなるよう、大阪府及び財団法人大阪府農と緑環境の整備公社に要望していきたいと考えておるところでございます。

それから、同じくふれあい自然塾の件でございますが、ふれあい自然塾の進捗状況でございますが、用地の取得につきましては、平成9年度において全体面積の20%、当年度におきまして全体の70%取得の見込みでございます。工事につきましては、平成9年度においては中核施設の進入路でございます林道の堀河線の拡幅、また駐車場の造成等を、平成10年度におきましては、9年度に引き続いて駐車場の整備、工所用道路の一部設置等を予定しておるところでございます。

緒についたばかりの事業でございますが、今後地元とも十分に運営についての準備ができますように、紀泉ふれあい自然塾地区連絡協議会を設けておりますので、地域の方々の意見を事業に反映できるよう努めていきたいと考えておるところでございます。

また、完成時にはいろんな事業もできるわけでございますので、このときに議員御指摘のボーイスカウトの全国大会をしてはどうかというお話でございますが、ボーイスカウトの全国大会については、規模が相当大きゅうございますので、果たしてこの事業があな場所を受け入れられるかどうかということは、検討しなければならないわけでございます。

ふれあい自然塾は、現在子供たちが自然と触れ合いが少なくなっておる

ということでございますので、これらを中心とした事業展開を進める上で、完成時には区切りといたしまして、啓発を兼ねた、できれば子供を中心としたイベントを行いたいというふうに考えておるところでございます。今後、府とも十分打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

続きまして、大綱第4点の住宅の関連でございますが、まず定借の件はどうかというお尋ねでございました。

市といたしましては、市営3住宅の払い下げの問題を解決すべくいろんな方策を考えておるわけでございますが、その中で松原議員が御提案いただいた定期借地権付の建てかえ分譲制度について、大阪府と協議をこの夏以来いたしておるところでございます。府を通じまして建設省に照会をした結果、制度としては認められるという見解が出されました。このことは入居者側にもお伝えはしております。この制度の具体的な作業手法について、現在府の指導を仰いでいるわけでございますが、入居者の負担が大きく、制度そのもののよしあしよりも、この制度が払い下げ要望を満たすものではないというふうに入居者の方から知らされておるのが現状でございます。

この問題につきましては、過去からの長い経過が複雑な背景となっておりますので、今後とも入居者の方々から率直なお話をお聞きし、整理をし、いろんな視点、角度から検討をして、誠意をもって解決に向けて努力をしてまいり所存でございます。どうか御理解賜りますようお願いいたします。

それから、同じく住宅問題の中でなぜ提訴までいかなければならないのかということでございますが、家賃改定を行いました平成9年の9月分から、3団地入居者のうち、多くの方々が法務局に家賃の供託をされております。現在も続けられております。入居者の方々は、家賃の改定を認めることは、払い下げ要望を行っている入居者にとって不利な要件になるのではないかというお考えから、供託を続けられているのではないかと判断をいたしております。

公営住宅の家賃は、住宅を使用している対価でございますが、また法律や条例に基づき定められた金額でありますと市は考えております。このことから当然納入していただくべきものであり、入居者の方々に対し、早急に納入していただくべくお願いもしております。また、催告書も毎月送付いたしております。

市といたしましては、家賃の改定と払い下げ問題とが全く関係するものではないとの見解に基づき、再三再四住宅の入居者の方々に御説明をしております。話し合いをしてきました。市の家賃に対する考え方、また入居者と話し合いをした経過の中から、やむなく市及び入居者のお互いが考えとか意見を主張した中で、中立的立場である裁判所の判断をとの考えに立ち、今回の本会議に市営住宅家賃支払い請求に関する調停の申し立てについての議案を上程させていただいたものでございます。御理解賜りますようお願いいたします。

議長（薮野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 住宅問題のうちの総務課所管でございます旧市営住宅の未売却10戸のその後につきまして、御答弁を申し上げさせていただきます。

旧市営住宅につきましては、6住宅がございます。これらの住宅につきましては、昭和49年度、昭和50年度におきまして払い下げを行いました。しかしながら、長岡住宅につきましては、土地の確定ができず払い下げを行うことができませんでした。また、他の5住宅につきましてもその当時居住者の事情により払い下げを受けられなかった住宅5戸と、防火給水塔施設跡地1区画がございます。

今後、これらの住宅につきましては、土地の確定作業及び居住者の聞き取り調査等を実施いたしまして、平成10年度内に払い下げの方針などの決定を行い、平成11年度内、遅くとも平成12年度内の前半までには払い下げをできるよう努力してまいりたいと考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

また、公社の公有地の見直し等今後のあり方でございますが、確かにこの四半世紀を経過した中で、当時と状況が変わってきている土地もございます。このような中で、昨年度一部でございますが、有償譲渡等を行った経過もございます。今後もいろんな対応等の方策を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（薮野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでお答えは終わりじゃないと思うんですが、1万800円とか、1万8,000円の件、それとまたその地代はきょう現在どうなっているのか、まずそこをお答えください。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 失礼いたしました。議員御指摘のその1万8000円、1万8,000円の件ですが、現在も同価額でございます。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） どういうふうに判断していいんか、供託をしたということは、その方は私はまず払う気があると。あるけど、今の払う条件がそろわないから払えなんやと。そして、私もたまにお会いすることがありますから、いわゆる権利と義務、このことについてもさんざん話し合いはさしてもらったこともあります。権利だけ主張して義務を果たさない。きょう現在、そこが払い下げできたらおたくのものですけど、払い下げできる前はまだ市のものです、ですから家賃はお支払いください、という言い方は、そのたびたびにお話もさしていただいております。

まず、どういふのか、そういうことと、今の1万8000円、これは9000円掛ける12ですかね。それと1,500円かける12のこの2種類のままで10軒といおうか、10軒プラス1区画——1区画は人がおらんですからあれですが、そういう状態で置かれてることのその差というんですか、対応の差について、余りにも寂しい限りやと思うんですが、それについて答えられるのは市長やと思うんですが、市長、どういふふうにお考えでしょうか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 普通財産の使用料と公営住宅というのは、制度的に全く違いますので、それは比較するという——高い安いことは確かにあるかと思いますが、それと連動するというものではございません。家賃はやはり市民の貴重な財産を使っていただくという対価でありますから、当然お支払いをいただかなければいけないわけであります。

先ほど言われましたような土地の問題については、これ土地の使用料という形でちょうどいいたしておりますけども、これは普通財産の範疇に入るものでございますので、いわゆる行政財産と普通財産という区分けは我々のほうでやっておりますので、一概に同様の取り扱いということにはならないかというふうに思っております。早く処理をしなければいけないという課題は当然ございますので、その辺は督促をしております。

議長（藪野 勤君） 松原君。



8 番（松原義樹君） そういう前提の上で論を進めますけど、10戸の方も昭和49年、50年に払い下げがあったときに、まあまあそのときの事情があったんでしょうけど、それを行政財産から普通財産に変えたことによって、今度は家賃じゃなしに地代になったわけですね。地代になったということは、そのまま1,500円のままで同じように来ているわけですから、私は対応としては同じように考えていいんじゃないかなという見方をしております。

それでは、時間等々もありますので次に行きますけど、解決に向けて努力してまいるという答弁を先ほどいただいております。それに対して、今議会に提出されている家賃の不払いに対して調停に進む、また不調になれば授權事項として、家賃支払い請求訴訟を提起することができるといういわゆる議題が出てくるんですが、私の意見はそのときにはっきりさせたいと思うんですけど、確認しておきますが、不調のときは市長権限でいわゆる民事訴訟にもう訴えていくのか、それともまたこのような議会にかけてしかるべき判断を仰ぐのか、そこについてもう一度確認だけしておきます。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 正当な使用の対価として家賃を支払っていただくというのが、当然の我々の考え方であります。残念ながらそこに至っておらないわけでありますが、それは理由は別にいたしまして、もしその調停で不調になった場合、訴訟までいくのかということですが、調停で合意できるというのがもちろん一番いいわけでありますが、不調になるということは、当然そこで相入れない対立があるということだというふうに思います。私は、家賃に限ってはそんなにないというふうに思っております。

したがって、調停の段階で解決できるんじゃないかという考えを持っておりますけども、万一それが不調ということになれば、当然大切な財産を預かっている私とすれば、次の手段に行かざるを得ないというふうに思います。

ただ、その過程で当然その経過なり、あるいは相違点があるとすれば、それは所管の委員会にきっちりと報告をし、また御意見も当然あるのかというふうに思いますから、それらをちょうだいした上で、最終的に次の段階に行くかどうかという判断をしたいというふうに思っております。ですから、調停が不調になったから自動的にということではなくて、やはりそ

の経過なりは十分議員各位にもお話もしなければいけないし、また御意見も賜らなければいけないというふうには思っております。ただ、手続上は、調停が不調になれば、次はそういう支払い請求というところしかないのではないかというふうには思っております。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、今その言葉をそのまま聞きますと、一応この議題がもし通るとしたら、その後はそこにもう進まざるを得ないだろうということ聞いたと思います。ということは、調停自身がどのくらいの状況で勝算といおうか、いい意味でのそれはお考えなんか。私は自分自身がいろいろな意味で今提訴とか裁判とかいうことについてはほんとに寂しい立場におりますので、そういう意味からすると、被告とか原告とかそういう状態になったときには、これはその人もたとえ被告であろうが、できるだけ穏便なといおうか、その人の考え方を聞いて、その方策については、今までも私、円満解決ということで再々話をさしていただいた。

例えば、円満解決の中の1つがマスタープランをおろすことかも、それからもう1つ家賃を払うことかも、これは両方いわゆる壁から離れるという中ではいろいろな問題があると思うんですが、いわゆる提訴という時点になるとしたら、それについては少なくとも先ほど言われた委員会とか議会とか、そういう中できっちりとした対応をしていただきたい。

私は、住宅問題についてはそういうふうに思いますが、確認だけしときます。もう一度お願いします。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私はその家賃問題については、余り入居者の皆さんとそんなに争点があるとは思っておりません。心配されておられる家賃を認めると払い下げの部分に連動して、いわゆるリンクして非常に不利になるのではないかという御心配だというふうに理解をいたしております。で、もともと私は以前の本会議でも御答弁をいたしておりますように、家賃と払い下げ問題とはリンクしませんよと、させませんよということを申し上げております。

それで、できればそういう確認をしたいというお話もありましたから、最初は部長名で、それで次には助役名でということであったんですが、最終的に私の名前で入居者の皆さんに確認書をお出しをしようということに

いたしたわけでありまして、その中でもはっきりと書いてありますように、皆さん方との市営住宅払い下げ要望および泉南市公共賃貸住宅再生マスタープランの協議と関連するものではないということを——この家賃改正がですね——責任を持ってここに確認をいたしますと。なお、現在協議中の各事項については早期に円満解決に向けて努力をしますと、そこまで書かしていただいているわけですね。

しかし、これが受け入れられないということでありましたので、これはもう私の名前で出すということですから、最終の案でございましたから、それが受け入れられないということは非常に残念に思っております。したがって、我々はそれを明確に切り離しますよということを申し上げているわけでありまして、そういう調停の場での解決ということは、可能ではないかなというふうに思っている次第でございます。できるだけそういう形で解決できるように、今後も努力をしたいというふうに考えております。

議長（薮野 勤君） 松原議員。

8番（松原義樹君） これ以上どういうんか、私の立場で、またきょうはその議題でもありませんので、それ以上のことについては言えませんが、いわゆる市民を相手にこちらから提訴するというようなことは、私はそれに対しては賛成をできかねます。苦渋の選択をせねばという意見を、私はその件については述べておきたいというふうに思います。

次、大綱の第1点の方での教育の件ですね。その中で、幼稚園とか保育所、3歳児の教育のことが出ておりますが、これをいわゆる統廃合とかということ考えたことがあるのか。また、その幼稚園と保育所、ほぼ同じというたら怒られる、いわゆる文部省と厚生省の管轄があるんですが、その状況から職員数を統廃合すると、いわゆる削減が考えられると思います。そういう意味で人口というか、子供たちの動向も変わっておりますし、それについての問題点、いわゆる対象はどのように考えておられるか。

また、その幼稚園とか保育所の民間委託についてはどのように考えておられるのか。そういうことを考えたことはあるか。

以上についてお願いします。

議長（薮野 勤君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 幼稚園の統廃合等の問題での御質問だと思うんですが、申し上げるまでもなく大変少子化の時代でございまして、小規模にな

りつつある状況にあります。

そういった中で、経済的な効果といいますか、そういうことから考えますと、たちまちすぐに統廃合という問題に持ちこまなければならないということにもなると思うわけでございますけれども、教育効果ということから考えますとまた別の長所もありますし、また別な意味では欠点という部分もございます。

ただ、統廃合の問題につきましては、前から御答弁申し上げておりますように、子供の数が少なければそれだけ事細かくといいますか、目が届くという利点もありますけれども、やはり集団の中で子供が育つという面での教育的な配慮も必要でございます。そういう意味から統廃合の問題につきまして、私たちは教育委員会の中で鋭意検討を進めてまいっておるところでございますが、将来的にはやはりこれは全市的な問題でもございますので、これに対する審議会等を設けてまいりたいということで進めておるところでございます。

なお、民間委託というお話がございましたけれども、その点につきましては現在のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（薮野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、臨海部の開発に移ります。

大里川の揚水機場というんですかね、そこに鉄製の仮橋がきょう現在もかかっておるわけですが、雨の降ったときなんかは、あそこでよくスリッパをしていわゆる危険な状況であります。今後の予定はどうなってるのか、それについてちょっとお聞かせください。

議長（薮野 勤君） 答弁を願います。中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 私、以前事業部長をしておりましたんで経過がわかっておりますので、お答えいたします。

松原議員の言われている場所は、男里の浜の南海住宅から焼却場へ行く道にかかっている幅員8メートルくらいの仮橋だと思います。この橋の設置した経過というのは、大阪府が樽井男里線建設のときにあそこを進入路に使うということの中で仮橋をつくった経過がございます。その後、下水道部が下水道管を埋設するのにもそれを使うということで、当時市の方の下水道部が引き取りをして工事のために使ったという経緯がございまして、

後、市の方で引き取っているという状況でございます。現実には今あの辺の地域の方々が大変便利に使われているということの中で、地元からもその辺の残していただきたいという要望も出ているのは事実でございます。ですから、仮設橋でございますけれども、当分は地元の通行には供用できるのではないかなということで、現在まで置いているところでございます。

ただ、表面が覆工板というんですかね、鉄板形式でございますから、その辺の維持管理につきましては、当然事業部サイドで今後ともその辺のことについては行っていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（薮野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それはもちろん地元の方は喜んでもおるんですが、残しといてくれということは言うております。でも、きょう現在の岩出泉佐野線ですか、あの幹線ができてから和歌山からとは言いにくいんですが、阪南から岬からあそこを間道というんですか、という形であそこを通る車がものすごく多くなるとるわけです。ですから、通っていただいても、そら通るなということはいえんのですが、やっぱり橋として供用していくためには、その上部にいわゆる滑りどめのガラス粉というんですかね、ああいうようなものでとりあえず滑りどめ、いわゆる安全対策をしてほしいというふうに要望しておきます。それともう1つ、焼却場中央部にゴミ搬入用ではありますが、道路があります。道路といおうか構内道路ですか、これを使用して浜区内を通る車を、今さっき言いましたその仮橋を通ってる車とかそういうものも含めまして、それを菟砥橋から——菟砥橋という交差点が男里川にあるんですが、その菟砥橋から焼却場を通らして、そして防災センター前よりあの交差点を抜けて泉佐野岩出線のほうへ出ていく。その道は考えられるのか、接続できないか、これについてお答えください。

議長（薮野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 菟砥橋を渡ってくる車の交通アクセスの整理についてのお尋ねでございますが、御指摘ございました焼却工場の敷地の中を通るということは、あそこは特定の団体でございますので、それについては困難であるというふうに思っております。

ただ、大里川の左岸の市道でございますが、これから周回道路へ抜けることについては、大里川のボックスカーもございませぬので、その部分につ

いては検討しておるといところでございます。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） ちょっとどういうんか、私わかりにくかったんですが、ボックス、あれを開渠というんかね、開いてる状態の仮排水路を埋めてボックスの状態にしたらそこに道がつくということですか。——はい。

その道がつくと、今仮橋を使う必要なしに、もう1つこちら側の焼却場の中を使う必要なしに、フジ住宅の前をといおうかその前を通るわけですね。収容能力といおうか、あれを考えると、できたらそうじゃなしに、その部分が泉南市の——泉南市といおうか、公有地ですからできたら道路にできないかということも検討してほしいと思います。

それで、先ほどのりんくうタウン内の道路の取りつけですね。その時期についてはいつになるか、また予定についてはどのくらいの状況か、教えてください。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。時間がございませんので、簡潔にお願いいたします。

事業部長（山内 洋君） 時期については現在まだ未定でございますので、できるだけ早くという表現をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それと、大綱第1点の方で避難場所とか安全対策の上で、葛畑という集落が山奥にと言うたら怒られますが、山間部にあります。そこでの地すべり対策というか、ここへ何かの都合でお伺いしたときにお話を受けたんですが、ここは大阪府の一級の地すべり地域やと。砂防というんですか、そういう地すべりいうことで、それは言わんといてくれよと言われました。

何ですかと聞いたら、私のところへ嫁はんが来んというような話をされました。ですから、そういう意味ではそんな危ないところにおられるんなら、集団移転なりというような言い方もしたんですが、これについてはどのような対応をきょう現在されているか。

また2つ、堀河ダムの左岸といいましょうかね、地すべりは大規模な状態で、あの堀河ダムを一周できないような状況にきょう現在はなっておりますね。それで改修のめど、またどのような方法で直されるのか。そこに

ついでに御答弁、最後にします。

議長（藪野 勤君） もう時間がございませんので。向井市長。

市長（向井通彦君） 過去の経緯がございまして、私知っておりますのでお答え申し上げます。

葛畑地区については、流れ盤といいまして和歌山方面に石の層がなっております。いわゆる土砂崩れと申しますか、そういう可能性が高いという調査が出ております。したがって、泉南市、大阪府と協議をいたしまして、災害危険区域に指定をいたしております。したがって、住宅の新築はできません。移転については補助制度がございまして。

以上です。

議長（藪野 勤君） 以上で松原議員の質問を終結いたします。

午後 1 時 1 5 分まで休憩いたします。

午後 0 時 8 分 休憩

午後 1 時 1 3 分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

21番（北出寧啓君） 午後一番でございまして。満腹の後、気を落ち着けてお聞きください。老眼になりまして、眼鏡をさせていただきます。

それでは、民主清和を代表いたしまして一般質問に入りたいと思います。

バブル経済が破産してはや10年近くがたとうとしております。自民政権が倒壊し、細川内閣をつくった自由党の小沢一郎氏が、今自民党と連立内閣の一角を担おうとしております。自民党分裂から新生党、日本新党、新党さきがけなどの新党の誕生と細川政権の成立は、国民の期待を一身に集めました。この内閣が行った政治制度の改革は、言うまでもなく自民党が夢に見、果たせなかった小選挙区制の導入であります。そのことで政権交代可能な二大政党をつくり上げることが、小沢氏の政治改革の核心でした。高度成長を担った自民政権は、しかし今なお旧態依然とした農林族、建設族、厚生族などの族議員の跳梁ばっこに見られるように、旧来の既得権に縛られたまま新しい時代を予感させ得ません。あれだけ自民党を批判し、二大政党制を唱えてきた小沢氏の自民党へのすり寄り、いかなる理由があれ国民の政治不信を加速することは不可避でしょう。

補正予算などを見ても情報通信、環境、福祉、教育などの部門への予算

配分は変わらず、相変わらず公共というものの名をおとしめている公共工事中心の土建政治が続いています。今、自民党、自由党、民主党ともに副大臣制をとる体制ができ上がりつつありますが、この官僚政治の背景には、それを背後で操り圧力をかける族議員がいることを忘れてはなりません。

しかし、90年代の政党政治の混沌とした状況は、日本経済の構造的不況に如実にあらわれているように、高度成長を経た後で我が国が新たな展開を図ることがいかに困難であることを示しているとも言えます。

まず第1項、教育について。

教育問題も同一平面にあります。教育の領域でも御多分に漏れず、欧米に追いつけ追い越せで組織された日本の近代化路線の枠組みには、いわゆる百年の計が終わったにもかかわらず根本的な変更が加えられてはいません。現代を疾走する生徒たちは、彼らにとって理不尽な旧制度に反抗し、教室を破壊したり陰湿ないじめを繰り返したり、あるいは登校拒否を起こしたりしております。心弱き生徒にとっては、学校はさしずめ無法の監獄と化しております。本市においても、泉南、一丘、信達、西信の4中学校とも同じ症状を呈しており、この同時多発性症候群は、学校の病理がもはや簡単な対症療法ではどうにもならないことを示しています。

では、現在にも変わらず続く旧来の学校制度とは何だったのでしょうか。明治政府は、近代化つまり富国強兵を推し進めるために、欧米の教育制度を取り入れました。例えば、従来の寺子屋方式にかえて、1つの教室に教壇を置き、そこに一人の教員が位置し授業を行う。そして、何十名もの生徒が教員に向かって一方向に座るという現代の教室の形ができ上がりました。つまり、近代化のためにいかに効率よく集団教育を行うかということです。他方、明治23年の教育に関する勅語やその他の勅語あるいは修身は、近代化を進めるためのイデオロギー的機能を果たしました。ちなみに、この教育勅語には「我が臣民、克く忠に克く孝に」が中心に据えられ、また明治15年、「陸海軍人ニ賜リタル勅諭」では、忠節、礼儀、武勇、信義、質素が基本精神として示されています。もとより近代学校制度は、軍隊にその範を置いています。

また、昭和15年の「青少年学徒ニ賜リタル勅語」の冒頭には、「国本に培い、国力を養い、以って国家隆昌の機運を永世に維持せむとする任たる極めて重く、道たる甚だ遠し。而して其の任、実に繋りて汝ら青少年学



徒の双肩にあり。汝ら其れ気節を尊び、廉恥を重んじ、古今の史実に稽へ」などとあります。

国破れた戦後では、国家主義的イデオロギーは後退を余儀なくさせられました。戦後民主主義教育は焼け野原の跡地に始まったからか、教育基本法第1条にあるように、教育は人格の完成を目指すものとして位置づけられました。学校教育法では、小学校、中学校はそれぞれ心身の発達に応じて初等普通教育、中等普通教育を施すことが目的とされ、それぞれ修業年限が6年、3年となり、教科に関しては監督庁が定めることになりました。かくて、小・中学校の生徒には、人格の完成のもとに多くの科目と多大な学習が課せられることになったのです。

また、「克く忠、克く孝」が個人の尊重、真理と正義、個人の価値、勤労と責任、自主的精神に変わろうが、あるいは民主的国家といおうが、近代国家の形成のための人格教育と結びついた効率的、大量的教育という方式は、何ら変わることがなかったのです。しかも、貿易立国である日本にとって、技術革新に必要な実学としての理科、数学が中心だったのです。このことは、現在の国立大学の学部の3割が工学部であるということからもわかります。

また、明治政府が富国強兵のため国民にひとしく与えられるものとして初等教育を発展させたように、米国の学校制度を取り入れた6・3・3・4制にしても初等教育は重要視されました。日本人の好むあしき平等主義もそこには潜んでおります。ともあれ、明治時代から戦中までは富国強兵、戦後は米国の非軍国主義化政策もあり、富国つまり経済成長のみが近代化——技術革新と工業化として公教育と不可分に進められたのです。

戦後の焼け跡から朝鮮特需を経た日本は、50年代後半から製鉄、造船、鉄鋼、石油などの重化学工業を中心にいわゆる高度経済成長が口火を切りました。フォーティズムの変形であるトヨタイズムに集約される画一的、大量的生産を軸とする近代化路線が息を吹き返し一気に開花しました。日本人は欧米に追いつけ追い越せのかけ声の下に一生懸命に働きました。そして、この近代化、つまり工業化と技術革新を支えたのが、明治時代とさして変わらない効率的、大量的、画一的教育でした。それは「国本に培い、国力を養い、以って国家隆昌の機運を永世に維持せむとする」ということの延長にあります。

あえて日米安保の強行採決に出た岸首相の後を受けた池田首相は、国民に所得倍増政策を訴えながら60年代の高度成長を牽引しました。73年に農業人口が5%を割ったことは、全国的な都市化が進行したこと、高度成長が一応の完成を見たことを示しています。大量生産、大量消費、大量破棄の時代の登場です。文化史的に言うならば、大衆消費文化の時代です。世の中は国民が総欲望化し、それにつれて生徒も欲望化、個性化に目覚め始めました。つまり、消費時代の生徒のはんらんが開始されたのです。

70年代初頭は、高度成長の負の部分である、水俣病やイタイイタイ病、生徒に直撃したのものとしては、光化学スモッグなどの公害による身体への影響とともに、子供たちは全国規模での開発によって遊びの多くを失っていきました。それとともに遊び道具の大量生産による手づくり用具の激減は、子供の自発性、創造性を失うことにもつながりました。

一方、テレビの普及による文字離れと視聴覚文化の急速な浸透が見られ、そしてこのころに既に授業についていけない生徒が全体の半分の近くになるとともに、国民の中流意識の醸成が進学熱、高校の新設要求へとつながっていきました。それは高等教育の大衆化を出現させるものの、70年代から80年代に設立された高校のほとんどは普通科でした。このころ、学力の低下、高等学校から中学校への校内暴力の低年齢化と急増、高校の退学者の増加が目立っています。

これらの対策のために、77年の学習指導要領はゆとりの教育をうたい、80年から実施されますが、教科内容の精選を怠った時間だけの削減は、学校を一層混乱に導いてしまったのです。現代にかかわる問題として、83年には横浜の中学生10人が浮浪者を襲撃し逮捕され、85年には岐阜の高校生が体罰で死亡し、体罰絶滅運動が各地に広がり、86年には東京の中学生が教員も加担した葬式ごっこのいじめを苦に自殺を図っています。

つまり、現代危機に瀕している本市の中学校での暴力、いじめ、不登校などのさまざまな現象は、70年代初頭の高度成長の一応の終焉とともにあらわれ始め、70年代、80年代の大衆消費文化の時代を通じて全国的に拡大、深刻化して行った事象の一挙的、爆発的出現であると考えられます。

ただ、現在とこれまでの時代との違いをあえて指摘するならば、第1に、70年代、80年代の親は高度成長を担った世代であるのに対して、現代

の親の大半は60年代の高度成長期に生まれ、校内暴力、いじめ、中退、詰め込み教育などの問題が惹起してきた大衆消費時代に公教育を通過したこと。第2に、大量生産、大量消費という高度成長時代を支えた効率的、大量的、画一的教育のひずみが80年代に始まった情報化時代で一層あらわになったこと。第3に、学校の荒廃が高等学校から中学校、そして小学校へと低年齢化してきたこと。第4に、高度成長の終焉、バブル経済の破綻からの深刻な構造不況により、終身雇用制、年功序列制という日本型企業組織が解体し始め、学歴社会が崩れ始めたということなどがあげられます。

さて、このように戦後50年、1871年に文部省が設置されてから120年有余が経過した今でも、旧態依然とした制度に基本的な変更はありません。つまり第1、学校教育法によって文部省が決定する学習指導要領は、一定の変更、また平成14年度での学習内容の3割減が予定されていますが、基本的には余りにも多くの学習内容が初等、中等教育に詰め込まれています。

第2に、60年代後半の東大解体の大学紛争が惹起しましたが、苛烈な受験制度には何の変更もありません。追いつけ追い越せの近代化、戦後については高度経済成長が終息するや、明治時代からそれを維持してきた効率的、大量的、画一的教育体制は、その有効性の大部分を失っています。明治政府は富国強兵政策を支える1つとして学制をしき、とりわけすべての人が学ぶ「小学」は、それが安価に効率的に労働者を生産したことでは、世界で類を見ない制度でした。運動会、遠足、修学旅行もこの時代に始まりました。

大量生産、大量消費の結果としての大衆消費社会の出現で、70年代から市民の欲望化——個性化が進み、二宮尊徳に代表される勤労や節制といった近代的価値が瓦解するとともに、生徒の欲望化——個性化で、もはや1日の大半を学校に閉じ込め、学習指導要領の大半を詰め込むといったことはできなくなっています。実際、70年初頭の「義務教育改善に関する意見調査」の報告でも、8割の中学教員が生徒の5割が授業を理解していないと証言し、また最近の文部省の調査でも、中学生の5割は授業を理解していないと報告しています。

肥大した欲望は教室の秩序をものみ込み、日々の行為を規制していた隠

れた規範原理は大きく崩れ、身体と前頭葉と自我の未成熟と相まって、生徒は自己コントロールができないまま教室を破壊し、いじめを繰り返し、あるいは不登校に入ります。学校の生徒たちは、高度資本主義社会が大量消費時代に産み落とした鬼っ子なのです。つまり、中学校の学級崩壊あるいはその類似した症状は、歴史的必然性を帯びて現出したものであり、しかも19世紀末から20世紀全体を通じてほとんど変わらない学校制度が現代と時代の症状にほとんど対応できずにきたことが、犠牲者の数をおびただしいものにしたということでもあります。

さて、現在の学級崩壊という学校に多発する授業拒否、暴力、不登校などを克服するには、第1に、知識偏重つまり詰め込み教育をさっさとやめること、第2に、詰め込み教育にしても総時間は多いのに数学や理科の時間は余り多くないということからも、全人教育のうそを投げ捨て科目数を減らし、科目授業は午前中の4時間程度に限ること、第3に、欲望化——個性化時代の生徒の学習に合わせて教室定員を大幅に削減すること、第4として、現行の受験制度を廃止し、ドイツのように学力に関し学習指導要綱にのっとった全国统一卒業資格試験で大学入学許可を付与して、受験の重圧を軽減することが抜本的な解決策として考えられます。

しかし、これらはことごとく日本政府、文部省の管轄、権限にかかわることであり、現時点での転回は不可能であるにもかかわらず、現在、暴力、いじめ、不登校などの事件が噴出し、生徒らが苦悩している現状に対して、現在どのような措置をとり、また今後のあるべき方向についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

次に、財政危機に関して、積年財政危機を訴えてきましたが、対策は思うように進まず財政危機は一向に回復するどころか、このまま行くと数値は西暦2004年に公債費負担額が最大値をとるという状況で、今2004年までもつのかという事態に陥りつつあります。

現在、一般会計にかかわる市債発行高は既に250億円を超え、市債にかかわる元利償還金は平成9年で21億円であり、平成10年度では22億円になろうとしております。特別会計である下水道事業では、市債発行残高は既に154億円となっております。にもかかわらず、下水道事業にかかわる市債の毎年度発行額は変わらず、10億円から20億円の幅で推移しています。

私は、かねてから下水道工事の進捗速度を落とすように言い続けてきましたが、今明確に今後の下水道工事の投資、市債発行の減額について、市長の判断をお示していただきたいと思います。

一方、人件費を見れば経常収支比率でいえば、平成5年度に一挙に6%アップの50%に肉薄してから、50%プラスマイナス1%ないし2%の高率にとどまったままです。確かに平成9年度では50%を1%割る49%で平成5年の比率に戻っていますが、子細に見ると、この程度の数値は例えば退職金の額でも変化するものであり、本年度及び次年度からの推移を厳密に推計していただきたい。ここまで財政危機が進行するなら、もはや細かいことの指摘はいたしません、公共事業の削減とともに管理職の特別手当、職員の超過勤務手当等を、諸般の事情がありましようが、この際全廃されたらいかがでしょうか。

第3点として、社会福祉協議会について。

本市の補助団体である社会福祉協議会の団体の性格について示されたい。また、社会福祉協議会の活動の1つとして、ひとり暮らしの老人に対し配食サービスを実施していると聞いておりますが、この給食サービスについては、大阪府の老人医療助成制度見直しの一環として、補助採択要件の緩和、補助率の引き上げ等がなされ、サービス提供への支援が強化されております。このような状況のもと、今後本事業のニーズがどんどん高まっていくと思いますが、実施していない泉南市として今後どのように対応していくのか、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上より質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

議長（薮野 勤君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず1点目の下水道事業への投資の減額ということですが、かねてから特に下水道の問題について御心配をいただいているわけでありまして、非常に歴史が浅いこの下水道事業でございまして、立ち上げから今日まで非常に鋭角的に事業を拡大してきました。おかげさまで今28.1%という普及率になっておりますけれども、一方では市債の発行残高が非常にふえてきておりますし、財政硬直化の1つになっております。

そういうことからして、本会議でも御質問があったたびにお答えいたしておりますように、事業をできるだけ平準化していきたいということを申し上げております。現在、泉南市の場合は、雨水と汚水とこの二本立てで事業を行わざるを得ない状況となっております。特に低地帯の浸水対策、またりんくうタウンの関連事業ということもございまして、雨水の整備も積極的に進めてまいりました。しかし、この雨水事業につきましても、平成12年度ぐらいでほぼ概成をするということになりました。

したがいまして、今後は汚水事業について特化していけないかなというふうに思っておりますので、そういう見通しも含めまして下水道につきましても平準化し、そして雨水の減額とともに、事業については一定今までのような伸びではなくて、横ばいもしくは若干減額という形での投資枠を考えているところでございますので、ひとつよろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、社会福祉協議会のサービス事業としてやっております在宅給食サービスでございますけれども、現在、社協で月1回ひとり暮らしの高齢者を中心にお願いをいたしているところでございますけれども、御承知のように今回の老人医療助成見直しの府の制度の一環といたしまして、在宅給食サービスの拡充が31事業の中に盛り込まれております。従来、20人以上の採択要件でありましたのが10人以上に緩和され、また、補助率も従来2分の1のものが4分の3まで府で持つと、市町村は4分の1の負担でいいというふうに拡充をされました。この機会を私どもは絶好の機会というふうにとらえまして、アンケート調査等でニーズ調査もいたしておりますけれども、今その実施に向けての準備を進めておりますが、できれば来年度からこの制度の導入について実現をしていくという方向で、現在取り組みをいたしているところでございますので、ごくごく近い将来に実現をさせたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（薮野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 教育問題について御答弁させていただきます。

まず、本市中学校の状況でございますけれども、暴力行為あるいは器物破壊、授業エスケープ、いじめ等の問題行動が見られております。まことに憂慮すべき状況にあります。一方、現在の社会情勢を見ますと、高度経

済成長を経験し、既に物質的に豊かな社会が実現された中で、社会全体として何を指すのかが見えてこない状況にあると思われま

また、現在の我が国では、我慢や努力をしなくても何とか生活をしていけるような状況があります。逆に、今まで高度成長を支えて努力をして頑張ってきた人たちの現在の不況の中で雇用不安などに陥っている姿を見て、現在の青少年は頑張ることに価値を見出せなくなっているようにも思われます。

さらに、核家族化、少子化により人とのかかわりが減少し、耐えること、けんかをして仲直りができることなど、人間関係能力を十分に身につけることができなくなっているようにも思われます。その結果、少しいことで感情がコントロールできなくなり、攻撃的になって暴力行為やいじめを行ったり、防衛的、逃避的になって不登校に陥ったりすると考えられます。

このような状況の中で荒れへの対応ですが、市内4中学校の学校長と協議を行い、校内指導体制の一層の整備を指導するとともにカウンセラーの配置も行っているところです。さらに、保護者、市民に対して「広報せんなん」を利用して、教育問題について啓発活動を計画しているところでございます。また、学校においては学校公開を行い現状を知っていただき、現状の打破に取り組んでいただいております。今後の荒れへの対応につきまして、教育委員会として取り組んでまいりたいと考えておりますのは、大きく分けて2点ございます。

1点目は、学校、家庭、地域の連携を一層図り、大人社会の人間関係や信頼関係を築いていきたいと考えています。具体的には、学校公開を進める中で家庭、地域の人々と交流を深め、学校での授業などの講師としてお願いしたり、校外での体験活動に協力願ったり、また学校施設を利用した地域の生涯教育センター的役割を果たしていけるよう努める。

次に、家庭教育を支援していくということです。現在、平成10年、11年度文部省の子育て支援活動調査研究委託を受け、幼稚園を子育て支援のセンター的役割を果たすべく事業を進めているところです。

2点目としまして、学校での指導法の工夫改善を指導していきたいと考えています。具体的には、教えるから育てるへ、教師の意識改革を図るための教員研修を進めていきたいと考えています。さらに教育相談、カウ

セリング研修の内容を充実していきたいとも考えております。現在の荒れの状況につきまして、学校だけの取り組みでは解決は困難であると思われるので、今後とも積極的に家庭や地域への協力を要請していくとともに、地域に開かれた学校となるよう指導してまいりたいと考えておるところでございます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 中谷公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 北出議員の御質問のうち、財政関係の中で管理職特別手当と超過勤務手当につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、管理職特別手当でございますけれども、これは一般職の職の給与に関する条例第9条の3項に規定されておる特別手当でございますが、制度が制定された段階では一時期この条例の運用を行っていたわけですが、現在はこの運用につきまして凍結をしております、現実には執行していないというのが実情でございます。

それと、管理職手当、超過勤務手当でございますけれども、午前中の質問者にもお答えいたしましたように、一般管理経費に係ります経常的な勤務手当、いわゆる人事課所管分につきましては一定の削減を見ておりますが、今後とも超過勤務の内容等を精査をし、さらに一層縮減を図ってまいりたいというふうに考えております。超過勤務につきましても、平成7年度以降効率的な運用という形の中で、徐々にではございますけれども、縮減の方向で現在そういう作業に入っておりますので、今後とも引き続き縮減に努力してまいりたいと考えております。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 北出議員御質問の社会福祉協議会の団体の性格について御答弁申し上げます。

社会福祉法人泉南市社会福祉協議会は、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、泉南市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的とする民間の自主的な社会福祉法人であります。また、地域福祉、在宅福祉活動を行うために、国、府、市からの補助金、助成金が交付されている社会福祉法人で



あります。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 教育指導部長の取り組みということがかなり抽象的に述べられておりますが、現実的に、具体的にもっとどう対応していくのかということに関しては、まだ隔靴搔痒の感をぬぐえないんです。そして、もう少し一般論も含めてかつ子細に私が今述べた問題に対して、もう少し教育委員会としての全体の展望を明らかにしていただきたい。まず、お願いいたします。

議長（藪野 勤君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 北出議員さんからの学級崩壊と学校運営ということにつきまして、もう少し具体的なところでというお話でございます。先ほど指導部長の方から答弁をさしていただきましたけれども、それに加えて、私といたしまして、教育長として教育の方針と申しますか、その辺から申し上げたいと思います。

議員御指摘のように、社会構造の大変な変化とともに、私は学校が制度疲労と言えるような危機的な状況になっているということを考えます。1つは、先ほど御意見にもございましたように、高度消費社会の中で学校がかつての社会から隔絶された聖域ではなくなりつつあると。学校の子供がどちらかといえば小さな大人といえますか、本当の子供時代を過ごすことなく、文字メディアといえますよりも高度なマスメディアの浸透によって変わりつつあると。そういった中では、子供が大人との間でのつながりといえますか、教師と子供、大人と子供の間が大変区切りがなくなっているというふうに考えます。

そういった中で、学校の教師と子供の間には、かつては1つの権威的なと申しますか、そういうふうな要求がございましたけれども、現在ではある意味では学校は生徒にとって魅力がなくなってきていると。魅力がなくなれば、たとえ学校に来たとしましても心は学校から遠のいてしまっている。今ある学者は、4割近い生徒が学校離れをしているというふうに言っておりますが、不登校の底辺であるというふうにも私は思っております。それだけに生徒を引きつける特色ある教育活動の展開のできる学校を求めているというふうに考えるところでございます。

これは単なるきれいごとではなくて、今や学校の存続、あるいは場合によっては命運にかかわる学校経営上の課題であろうというふうに考えているところがございます。このことを教職員はもちろん、家庭、地域社会も、そして子供にも自覚をしてもらう必要があると。それぞれの学校がその学校ならではの特色を求め発揮していくことが必要であろうと思っております。ところでございまして、当然ながら学校の創意工夫が不可欠の要件でありますし、そのためには学校の自主性、自立性が不可欠だということでございます。

まず、何よりもこういった中では、学校長の裁量権というのが、今度の中央教育審議会でも弾力的な運用というようなことが出てきておりますが、こういったものが求められてまいりますし、教育委員会といたしましても、従来の指導中心的な形からよりいわゆる指示、命令というような立場ではなくて、助言者としての役割を果たしていかなければならないと、こんなふうに思います。

もちろん校長の裁量権の拡大と申しましても、これを一人で何をやってもよいということではなくて、教職員の考え方、意欲を大事にしながら、それを1つの力としてまとめていくとともに、保護者や地域の人々の期待、ニーズを受けとめながら、学校経営に盛り込む方向づけをすることがあると思います。ただ、そこには当然限度がございます。限度は、教育の機会均等の原則ということがあります。すなわち憲法の条文に示されておりますように、能力に応じてひとしく教育を受ける権利ということがございます。公教育としての土台を壊さないことはもちろんです。そこには当然、自由と責任、自主性と自立性とのバランスが求められるわけがございます。

校長がかわれば学校が変わる、これは確かに実感として私も経験をいたしました。まさに校長の力量の問題だと、1つはそういうふうに考えます。しかしながら、もっと大事なことは、教育の具現化の当事者であるところの教職員について、まず教育の原点を今見詰め直さなければならない時期だというふうに思っております。

1つは、まず学校は子供のためにあるのだと、子供のためにあるのであって教師のためにつくられたものではないということ。そして、教育基本法の第10条に定められておりますように、教育は国民全体に対して直接の責任を負わなければならないとされておりますけれども、これは私は子

供の教育に対しての責任だというふうに受けとめておりました、知識の断片を教えることだけでなく、未成熟な命、生命の心身にわたる成長を促すこと、すなわち自立を助ける仕事であることをもう一度自覚することから始めなければならないというふうに思っております。

基本的には、人を人にまで成長することを助けるそういう仕事である。そこには当然生命に対する畏敬の念を失っては教育は成立しないということを、言葉としてでなくて、心の底から自覚しなければ教育は立ち直らないというふうに考えておるところでございます。授業を根本から考え直すことの教師への課題は、まず自己の内なる敵との闘いがあります。それは教師自身にある権威性、あるいはよく言われます閉鎖性を捨てることにあると思います。

議員御指摘のように、戦前の教育は国家的意思のもとに進んできたことでもあります。新しい憲法のもとにおいてもなかなかぬぐい切れなかったという部分もあると思います。この上に立って私たちは教育委員会といたしまして、5項目の学校教育の努力目標を指示してきたところでございますが、1つは学校経営をいかにするのか。それには開かれた学校づくり、あるいは教育は人にありという言葉がありますが、そういったこと。あるいは個に応じた多様な教育の展開、豊かな人間性の育成、いわゆる温かな仲間づくり、こういうことを提言をしてきております。

あらゆる教育の問題は、教師の問題に私は帰着すると思っております。学校に特色づくり、魅力ある学校を求めてきております。今子供たちは本来一人一人の学びの場である学校で、キレるとかむかつくとか暴走するという事態を引き起こしております。これに対して、教師で今の状況を正しく認識できない者、あるいは具体的に何をなすべきか、また指導力のなさに戸惑っている者もあることは事実でございます。

このような危機的な状況の打開は、これからの教育に果敢に立ち向かう教師としての意識改革がぜひとも必要であるというふうに考えます。教師としての資質と指導力の向上によって、学びに直接かかわる授業改善に取り組むことが緊急かつ必須の条件である。そして、これにはぜひとも家庭、地域との相互のかかわりが重要であり、その中心的な役割を学校が担わなければならない。この2つの役目は、特に校長の力量にかかっていると思っております。

しかしながら、学校にすべての責任をかぶせるというようなことでは、まじめに取り組む教師の意欲をそぐだけでございまして、決して学校をよくする力とはならず、一層深刻さを増し、互いの信頼関係をなくし、そのつけは生徒に返ってまいります。今すぐ取り組まなければならないことは、みんなが協力していただいて子供たちを救うことでございます。

最後に、激変する社会の中にありまして、教育関係者はさまざまな課題を抱えておりますが、一言でいえば、私は修羅の中でロマンを求め続ける道程であるというふうに考えております。議員先生方の一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、答弁にかえささせていただきます。ありがとうございました。

議長（薮野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 教育長の教育に関する基本的な考え方をお示しされたと思います。時間が余りございませんので、ちょっと教育の総務関係ですか、1点だけ、私はおっしゃられたようにいろんな問題がありますが、基本的にはやっぱり学習指導要領が余りにも膨大であるということと、やっぱり旧来の受験制度というのが大きな桎梏となって、今地域、家庭、学校というふうないろんな多様な展開をなされようとしておりますけれども、その辺がやっぱり根本的に解決しなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがお考えかということと、事例は山のようにあるんですけど1つだけ今一番心を痛めてるといいますか、泉南中学に行かしていただいて、毎日教室に対する破壊が行われてると。破壊行為がもう日常茶飯事であると。放課後先生がいつも金づちとくぎを持って補修に出かけるという現象がもう日常的であります。

僕を含めて、暴力を振るう生徒をなかなか教員は手をつけられない。そこで事態がとまればいいんですけども、ほかの一般生徒はそれに対して全く学校教員が何もできないと。自分たちも抗議すれば暴力を振るわれるという中で、もう何も言わない方がいいと、何もしゃべらない方がいいと、触れないというふうな形で、どんどん倦怠感といいますか、無力感が学校全体を覆っていると、そういう状況が確実にあると思います。

例えばそういう問題に対して、どのように考えているのか。また、ほかの質問もございますので、ちょっと端的に、教育長でもどちらでも結構ですが、まず教育指導部長から。

議長（薮野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 1点目の教育内容でございますけども、学校5日制、2002年からは現在の内容の30%を割愛するということが出ておりますが、私の考えではまだ多いんではないかというように考えております。今まで見える学力、見えない学力に分けて、見える学力に力を入れ過ぎてきたんではないか。いわゆる見える学力とは、点数であられるもの、いわゆる入試対策のものである。それから、見えない学力をおろそかにしてきた。これからはこの見えない学力を大事にしなければいけないんではないか。例えば、思考力であるとか、表現力であるとか、調整力であるとか、選択力である、そういうようにも考えております。

それから暴力行為、破壊行為の対応ですけれども、校内で処理できるものは当然すべきであります。手に負えない場合につきましては、関係諸機関への協力を求めるということで、被害届を出していくということも話し合いの中で行っているケースもございます。こういう関係諸機関をこれからは十分活用していかなければならない事態であるというように思っております。

議長（薮野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 時間がございませんので、ほかの質問に移らせていただきます。

泉南市社会福祉協議会の会長はどなたでしょうか。

議長（薮野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 現在、社会福祉協議会の会長は、遺族会の会長でもあられます石橋章さんでございます。

以上です。

議長（薮野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） ここに2通の名刺がございまして、泉南社会福祉協議会、なかよし会泉南、ふれあい会泉南、会長小田巻何がしと書いておりますが、この名刺を読む限り福祉協議会会長は小田巻何がしではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（薮野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今議員が言われましたその名刺につきましては、どういう形で表示されてるかというのはちょっと僕もわ

からないんですけども、協議会の会長としては石橋章様と、そういうふう  
に思っております。

議長（薮野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 部長、ちょっと見ていただいて結構ですよ。取りに  
来ていただけますか。

議長（薮野 勤君） 北出君、後で見ていただいて……。それは関連しま  
すか、質問に。

21番（北出寧啓君） 関連します。

議長（薮野 勤君） では、直ちに。

21番（北出寧啓君） では、会長は小田巻何がしではなくて、石橋会長と  
いうことなんですね。とすれば、このような名刺の記述の仕方はよろしい  
んでございませうか。

議長（薮野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今ここにその名刺を見てるわ  
けでございますけれども、この方ですね、社会福祉協議会の関係のある方  
だと思います。ただ、名刺の記入の仕方につきましては、そういうふうに誤  
解されるというんですか、とられるようなそういうことがあるかもわかり  
ませんが、協議会の会長ではないことは確かでございます。

議長（薮野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） この方はかつて私のところへ来られまして、なかよし  
会というのは4年以上も前からつくっておきまして、1回300円とか2  
00円の会費で接待を繰り返したと。そういうことで200円、300円  
は選挙違反に抵触するから、それでお土産を買って渡したと、後はいろん  
な接待をしたんだと。なかよし会とはそういうことで、私はその話だけ聞  
いておりましたが、現在このなかよし会泉南というのは、どのように動い  
てるのか、組織実態はわかりません。

仮にそういう形で、選挙に抵触するような形でこのなかよし会が今も動  
いていたとするならば、そのとき福祉協議会あるいはその所管である谷部  
長は、どのような御判断でしょうか。

議長（薮野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 一番最初に社会福祉協議会の  
団体の性格ということで御答弁さしていただいております。社会福祉協議

会自体は1つの民間の社会福祉法人であると、このように理解しています。ただ、選挙とかいうことになると、当然公職選挙法とかそういった形のものに関係してくると思いますが、その中で民間の社会福祉法人が例えば選挙運動をするということについては別に抵触はしないと、こういうふうに考えております。

ただ、我々みたいに地方公務員とか例えば国家公務員あるいは学校の先生方とか、そういった方々については、当然地位利用でありますとか、あるいは選挙、特に政治的行為とか、こういうものについては制限されておりますけれども、あそこの団体自体はそういう縛りではないと、このように理解しております。

以上でございます。

議長（薮野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 私はそれも十分承知した上で申し上げておまして、例えば選挙運動にかかわって違法行為がその個人あるいはその団体に発生しているというふうなことを行政当局が認知したときに、どういう判断をされるかをお聞きしているわけです。

議長（薮野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） その選挙運動の内容でございますね。その運動が例えば法に違反をしているというようなことになりましたら、これはもうすべてどなたに限らず違法行為という形にとられると思います。

ただ、選挙にも当然選挙運動という言葉もありますので、そういった中でされてるということについて、別に我々としては物は——物というんですか、それは関係はないと言うたらおかしいですけども、法に抵触していないと、そういうことになろうかと思えます。そういうことでございます。

議長（薮野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） ちょっと最後の言葉が理解できなかったもので、もう一度発言していただきたいんですけども。そして、こういう協議会の中でこういう団体がいろいろ入ってきますよね。これ、名簿とか届け出義務とかそういうことは全くないんですか。個人の場合と法人の場合がございませうね。団体の場合がございまして、この場合は恐らく団体名で登録さ

れてると思うんですけども、その場合に名簿とかそういうことは義務として課せられているのか、もうそういうものはなくてもいいのか、その点についてお示し願いたい。再度、先ほどの答弁の後半部分をもう一度お願いいたします。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 最後の部分ですけども、そういうふうに法にもし抵触してないということでありましたら、それは別にどういうんですかね、責められるというんですか、そういった行為ではないと、そのように理解しています。

それとあと、各団体の名簿ですね。特に社会福祉協議会の傘下の団体の名簿ですけども、特に名簿を出されてるか、その辺は僕も今現在理解しておりません。ただ、当然そういった名前が登録されるとかありますので、そういった登録名簿はあるかもわかりませんが、ちょっとその辺の名簿が実際にどういうふうにして管理されてるのかというのは僕も理解しておりませんので、そういうことで御理解願います。

議長（藪野 勤君） 北出君。あと2分です。

21番（北出寧啓君） わかりました。先ほど申しましたように、300円という名目で集めて選挙法に抵触しない、偽装して向こうで桃山町で飲み食い接待さして、お土産をその300円で作って毎回渡して4年間続けてきたと、こういうことを私に申してきました。例えば、こういう事態が実際に現在も発生してるとかそういうことを認知された場合、行政当局はどのように判断されますか。選挙管理委員でもいいですよ。

議長（藪野 勤君） 山野選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（山野良太郎君） 失礼をいたします。選挙違反の行為がどういうものかというようなお話だったように思いますが、まず選挙運動の主体に関する禁止事項というのがございまして、その中に公職選挙法の135条から137条の3までに規定されております。この中には選挙運動ができないもの、どんな団体かとかそういうことが規定されております。その中には社会福祉協議会の関係者の規定はされておりません。すなわち、公職選挙法では選挙運動の禁止事項には当たらないということでございます。

ただ、選挙運動の違反ということになりますと、すべての方が違反事項



には当たりますので、その違反の行為をすれば違反ということになりますけれども、この判断というのは警察当局がするものでございますので、我々は選挙運動の実態というものをつかんでございませんので、そういうことにはお答えはできません。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 以上で北出議員の質問を終結いたします。

次に、5番 大森和夫君の質問を許可いたします。大森君。

5番（大森和夫君） 日本共産党の大森和夫でございます。1998年第4回定例会に当たりまして、一般質問をいたします。今回の質問が3度目になります。初めて初日の質問になりました。前回同様不備なところや至らない点がありましたらお許してください。

今、日本じゅうが大変な不況で苦しんでおります。家計消費の冷え込み、中小企業の倒産、失業等雇用負担、どれをとっても戦後最悪の状況です。この中でどうやって暮らしを守っていくのかが今政治に問われています。小淵内閣がやったことは何か。この内閣が熱中したことは、60兆円の銀行支援の枠組みをつくることでした。次に、ゼネコン支援の公共事業の積み増しです。公共事業の積み増しは地方財政を悪化させ、福祉、教育予算の削減によって国民に将来不安をもたらすなど、景気回復に逆効果であります。景気対策だったら大銀行やゼネコンの応援でなく、庶民の懐を暖める家計を応援することが大事ではないでしょうか。消費税を3%に戻し庶民の会計を応援し、中小企業の皆さんを応援する対策が求められております。

しかし、大阪府は財政再建プログラムでお年寄りや障害者、母子家庭などへの医療助成を切り捨て、その一方でゼネコン向け巨大開発にはさらに税金をつぎ込もうとしております。国と同じ構図でますます府民の生活は苦しくなり、景気は悪くなることでしょう。こうした不況なときだからこそ、泉南市の役割が一層大事になります。国や府が悪い政治を行ってきたら、その悪い政治から市民の福祉と暮らしを守る防波堤の役割を果たすことが求められております。この点から大綱5点について質問いたします。

大綱の第1番目は、新家駅前渋滞についてお聞きします。

新家駅前周辺には職員の皆さんの奮闘にもかかわらず、歩道や道路上に多くの自転車やバイクが放置されております。歩行者はもちろん車いすは

通行できない状態にあります。車道にはみ出した自転車やバイクは、横断歩道の通行を危うくするばかりか、自動車の通行さえ妨げ、交通渋滞の原因になっております。歩道や道路上のバイクの放置に対する市の対応と、泉南市自転車等の駐車秩序に関する条例の運用についてお教え願います。

大綱の2番目は、教育問題についてお聞きします。

いじめや自殺、学級崩壊など、子供たちを取り巻く状況は大変になっております。しかし、横山府政は財政危機を理由に教師の数を減らし、学校の統廃合を進めようとしております。子供の健やかな成長を願う市民の願いに背を向けるものです。泉南市は子供の幸せを願い、厳しい財政状況の中でも不要不急な公共事業を削り、教育予算を優先していくことが必要ではないでしょうか。本市の1997年度決算における教育費の占める割合は、11.3%と府下の平均より2%近く低くなっております。教育費を大幅に引き上げる予定はありませんか。また、学校の大規模改修の再建の予定はあるのですか。学校給食センターからの要望の出ている食器消毒保管庫や、牛乳保冷庫の買いかえの予定はないのでしょうか、市長の見解をお聞かせください。

大綱の3番、環境問題です。

市民の間にダイオキシンに対する不安が広がっております。ダイオキシンの各種発生源対策として、多くの地域での土壌調査を行い、その結果を速やかに市民に知らせる公報活動が必要であると思います。ダイオキシンの発生が心配されている野焼きの状況と市のダイオキシン対策をお示してください。

1997年、厚生省はダイオキシンの発生のメカニズムとして、塩化ビニールなどの焼却によりダイオキシンが発生することが間違いないと新ガイドラインで明記しています。塩化ビニールの回収、リサイクルを塩化ビニール協会に求めることが自治体としても大事ではないでしょうか。大阪はごみのリサイクルや減量率が大変少ない。それはごみは焼却し、焼却灰は大阪湾に埋めればよいという視点によるものだと指摘されております。泉南市の焼却灰も泉大津のフェニックスに埋められております。

大阪市発表のデータによると、大阪湾産魚介類はダイオキシン類の濃度が非常に高くなっております。大阪湾の環境を守るためには、ごみを焼却し焼却灰を大阪湾に埋め立てるというのではだめです。ごみ対策は焼却施

設に莫大な税金をつぎ込むのではなく、徹底した分別収集を行い、ダイオキシンの発生を減らすこと、これが財政難の泉南市では特に大事だと思います。また、清掃工場の改修、建てかえ予定があればその理由と、そしてそれにかかる予算をお示してください。

大綱 4 番目は、下水道問題についてお聞かせください。

新家の中村地区では、下水道の認可区域で合併処理浄化槽設置の補助対象地域になっていません。しかし、この地域に下水道が通るのはまだまだ先だと聞いておりますが、それでも補助対象地域にならないのか、見解をお示してください。

大綱 5 番目は、平和問題です。

自治体に軍事協力義務を求める新ガイドラインと周辺事態法案は、住民の平和と安全を守る自治体かアメリカの戦争に協力する自治体かが問われているものです。新ガイドラインに基づく周辺事態法 9 条 1 項の規定は、関係行政機関の長は法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対しその有する権限の行使について必要な協力を求めることができる、と規定しています。政府は、これはあくまで強制でなく協力であると説明していますが、要請に従えない場合は違法な状態であるという見解を示しております。地域住民の平和と安全を守るべき自治体が軍事協力させられないように、新ガイドラインと周辺事態法案に明確な態度を示すことが重要だと考えますが、市長の考えをお示してください。

また、先日行われたアメリカの未臨界核実験は、核兵器のない平和な世界を求める市民に大きな不安を与えました。非核平和都市宣言の宣言文を刻んだモニュメントを市内各駅、公共施設に設置するなどして、平和であることを喜び合えるようにできないでしょうか。

以上、大綱 5 点にわたって質問いたしました。理事者におかれましては簡潔かつ明快な答弁をお願い申し上げます。壇上での質問を終わらせていただきます。

副議長（奥和田好吉君） ただいまの大森議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。市長。

市長（向井通彦君） 日米新ガイドラインについて御答弁申し上げます。

御承知のようにガイドライン関連 3 法案というものがございまして、周辺事態措置法案、それから自衛隊法改正案、それと自衛隊と米軍との間に

おける後方支援、武器または役務の相互の提供に関する日本国政府と米国政府との間の協定を改正する協定案でございます。

その中で御指摘がありました周辺事態措置法案第9条のことを言われたわけでありまして、案については先ほどお読みになりましたので省略をしたいと思います。これについてはまだ国会審議にも至っておりません内容でございます。したがって、今後どういう形でこの法律の整備がされるのかということを見きわめないと、お答えするというのはなかなか難しいわけでございます。

さらに、関係行政機関の長は、いわゆる地方公共団体の長に対してその有する権限の行使について必要な協力を求めることができるということが、今のと申しますか、まだ上がってませんが、案の中にありますけれども、この中身の具体的なことというのは、まだ十分わかっておりませんので、この場でお答えするというのは適当ではないというふうに考えております。もう少し具体になった時点で、その内容に照らして市長としての考え方を申し上げたいというふうに思っております。

副議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の御質問のうち、まず第1点目の新家駅前周辺での歩道上の放置自転車及びバイクの撤去等について御答弁申し上げます。

大森議員御指摘のとおり、新家駅前の歩道には毎日と言っていいほど放置自転車がありまして、新家地区の区長さんから都度都度何とかしてほしいという要望がございまして、私どもとしましては10月及び11月の2カ月間で10日、環境整備課の職員が出まして、合計27台の移送または撤去をしたような次第でございます。これらにつきましては、移送の場合は即日近隣の自転車駐輪場へ搬送するわけでございますが、撤去となりますと、条例によりまして警告票をつけた後3日間経過を見てみまして、それでも放置している場合は撤去し、市の保管場所へ移動しておるのが実情でございます。

ちなみに、泉南市全体の放置自転車の撤去といたしましては、8年度は約800台を撤去いたしまして、9年度は約330台、本年11月末までには690台の撤去を行っておるところでございます。これにつきましては、私ども職員が頑張ってお送りに出向いているわけでございますが、何分

市民のモラルの向上をしていただく以外、解決の道はなかるうかというようなところでございますので、今後は一般市民への啓発等については十分努力してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、ダイオキシン対策でございますが、現在、議員御指摘のとおり野焼きの苦情等も大変多うございまして、今まで寄せられました野焼きの苦情件数は昨年9年度では45件でしたが、本年11月末現在では既に66件を超えてございます。野焼きの特徴といたしましては、ほとんど木くず類の焼却や枯れ草等であったわけでございますが、環境整備課の職員が現地へ出向きまして、塩ビ系統のものを燃やしてないのかどうか一々確認をいたしますとともに、そのようなものは絶対に燃やさないでほしいと、また木くずや枯れ草についても市の方針どおりの処理をしてほしいとお願いをしているような状況でございます。

それと、市内全般の一般的なダイオキシン対策といたしましては、現在までに市内各事業所や建設工事業者に対しまして、焼却炉の燃焼管理等の徹底や野焼きをしないよう文書で啓発を行っております。それと一般市民向けにつきましては、市の広報を通じまして野焼き等の防止を啓発しているところでございます。また、市においては大気中の環境濃度、また一般的な土壌のダイオキシン調査等を今まで行ってきたわけでございますが、今後も引き続き実施してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きましてごみ問題でございますが、本市の収集形態につきましては、現在可燃ごみ、粗大ごみ、缶・瓶、不燃ごみ並びにペットボトルの5種分別により収集を行っておりますところでございます。牛乳パックにつきましては、市内公民館での拠点回収も行っているところでございます。なお、牛乳パックの回収につきましては、本年11月から教育委員会の御協力によりまして、市内各小学校でも回収していただくことになりましたので、今後飛躍的に増大するのではなかるうかと、このように考えてございます。

議員御指摘のとおり、減量化の取り組みにつきましては、近年人口が増加傾向にあり、それにつれごみ総排出量も比例して増加しておりますので、絶対不可欠であると私どもも考えておるところでございます。また、容器リサイクル法の品目でもあるその他プラスチック容器の分別回収につきましても平成12年度に開始するため、泉南清掃事務組合、阪南市、我が市

により現在協議をいたしておるところでございますが、最後の詰めに入る  
ところまで来てございます。

今後につきましては、循環型システムの確立に向け、ごみの減量化とリ  
サイクルを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきます  
ようお願い申し上げます。

また、清掃工場の建てかえの件についての御質問もあったと思いますが、  
全面建てかえについては私ども詳細はまだ報告を受けてございませんので、  
よろしくようお願い申し上げます。

次に、新家中村地区の合併処理浄化槽問題についてお答え申し上げます。

合併浄化槽普及推進補助事業につきましては、我が市の方で平成7年度  
から実施いたしてございます。昨年度につきましては全体で33件の申請  
がございまして、家庭排水についての御理解をいただいたわけございま  
すが、本年11月末では申請者が89件とこれも倍増いたしてありまして、  
市内河川の浄化には効力を発揮しておるのではなかろうかと、このよう  
に考えてございます。

なお、中村地区の対象外という御質問でございますが、環境整備課とい  
たしましては、本事業の対象となる地域を定めてございまして、下水道法  
の第4条第1項の認可または同法第25条の3第1項の認可を受けた事業  
計画に定められた予定処理区域以外の地域、大森議員御指摘の中村地域に  
つきましては、下水道の認可地域の中にあるのではなかろうかと、このよ  
うに考えてございます。ですから、私どもの実施要綱では対象外というよ  
うな格好で現在事務処理をさしていただいておりますと、このように報告を  
受けてございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げま  
す。

副議長（奥和田好吉君） 教育長。

教育長（赤井 悟君） 教育問題の教育予算についての御質問がございまし  
た。教育予算の増額につきましては、先ほど御指摘もありましたけれども、  
本市における教育費の占める割合は、府下において平均より低いという御  
指摘がございました。残念ながらそのとおりでございますが、平成10年  
度の当初予算額と平成9年度の当初予算額を比べますと、0.4%の少額で  
はございますけれども、増となっております。

なお、今後の予算につきましては、財政状況が非常に厳しい折ではござ

いますけれども、教育費予算の確保に可能な限り御協力を得て努めてまいりたいと考えておるところでございます。教育行政の推進のために頑張りたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

あとの項目につきましては、関係部長の方から御答弁申し上げます。

議長（薮野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 教育問題のうち、学校施設の整備についてをお答え申し上げます。

学校施設の整備につきましては、緊急性のあるものについて従前から最優先で実施いたしております。修繕箇所をまとめて実施した方が予算面、事業効果面において効率的なものは、改修工事として可能な限り予算の獲得に努め、対応しております。

また、各学校とも老朽化が進み、大規模改修を行うにしても億単位の予算を必要といたしますので、予算面で制約を受ける中、少しでも修繕経費がかからないよう工夫したり、効率的な工事計画を立てたりして施設整備を進めております。今後も教育環境の充実を図るためにも、学校施設の整備に努めてまいり所存でありますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（薮野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 教育問題の中の給食センターの施設、議員御指摘の自動食缶消毒保管器のことでございますが、開所以来のものでございまして、老朽化が進んでおるのは事実でございます。都度、補修に努めておりますが、多額のものでございまして、府の補助あるいは国の補助が受けられるかどうか検討しながら、年次的に購入について要請をしていきたいなというように考えておりますので、よろしく御理解いたします。

議長（薮野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 大森議員の5点目の平和問題のうち、モニユメントの関係につきまして御答弁をさせていただきます。

モニユメントの設置の件でございますけれども、本市では都市宣言ということで非核平和宣言都市とか交通安全都市宣言、暴力排除都市宣言という3つの宣言を行っております。市民の方々への周知という意味からも、市立体育館の前の庭ですね、そこに時計台を兼ねましたモニユメント、こ

こには3つの宣言を記載いたしておりますけれども、それと市立図書館の前の庭の植え込みに非核平和宣言都市、それと市役所の敷地内にも1カ所設置をいたしております。さらに、市役所の建物の中でございますけれども、市民課の窓口の上部の壁の部分に3つの都市宣言文と宣言年月日を掲載いたしておるところでございます。

そういう状況で、市民に対しても周知をしているところでございますが、今後そういう周知ということで各市の状況等を見ますと、広く各市民団体等の意見を聞いた中で、創意を工夫した中で設置をしているというふうにも聞いているところもございますので、今後はその辺の調査研究について広く実施をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（薮野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 新家の駅前の違法駐車、駐輪のことなんですけども、これは撤去台数を言ってもらったように、10年度は900台を超える数と。これも報告漏れがあるということで、平均しますと1日3台以上ぐらゐの数を職員さんが奮闘して集めてもらってるんですけども、これでも違法駐車が減らないという状況で、これはモラルの問題ということもあったけども、もっと効果のある撤去、移送がとれないかと。特に直ちに歩道などにとめてる自転車に関しては、警告を張ってその後に3日ほど待つて取るんじゃなくて、その日に移動するということができないのか。これは言いましたように、泉南市自転車等駐車条例、これを適用しまして、歩道上にとめてあるそういう自転車をすぐに撤去すると、直ちに撤去すると、そういうことができないのかどうか、それについてお答え願いたい。

例えば忠岡なんかで見ますと、歩道上にとめている自転車は直ちに撤去しますと、理由のいかんを問わず直ちに撤去しますと、そういう張り紙もしてますし、泉佐野では移送料、保管料を取ったり、二度と駐輪違反はしませんという誓約書を書かしたりとか、そういうこともしてますので、もうちょっとモラルのことだけにするのではなくて、職員さんの奮闘もあるんやけども、もう少しそういう条例なんかも使った防止策がとれないのかどうか、お答えください。

議長（薮野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の再度の御質問に御答弁申し上げます。



す。

まず、先ほど御答弁申し上げましたが、放置自転車の撤去につきましては、警告票をつけた後、3日経過後に撤去をいたしております。また、10月と11月の2カ月で29台移送または撤去をしたという答弁をさしていただきましたが、これは即日移送を行っております。

また、他市のような対策はどうかとの御質問でございますが、ほとんど撤去後、市の駐輪場、保管場所に保管しておるわけでございますが、当然、持ち主があらわれてきた場合は、そのような処置も考えられるわけでございますが、一般的には持ち主はほとんど取りに来られないというような状況でございます。また、付近の駅前駐輪場への移送につきましては、みずから自分の自転車を探し、乗って帰っていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（薮野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 10月、11月の移送のことを述べられましたけども、即日移送と。移送した場所は、ちょっと新家の駅から遠くに持っていかれたのか、新家駅周辺の駐輪場に持っていかれたのか。それから、人数的なこともあって、勝手に持って帰ってもらうというような体制になっておると言うてましたけども、そのモラルを求めるといふ点では誓約書を書いてもらうとかいうのも1つの手かと思えますけれども、そういう点はどうでしょうか。

議長（薮野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 放置自転車の件でもう一度御答弁申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、当然、環境整備課の方へ自転車のもらい受けというんですか、取りに来た場合は、議員御指摘のような方法も取ってまいりたいとこのように考えてございます。

それと、移送の場合は、駅前の付近に市が設置しております駅前駐輪場の方に移送するわけでございますが、まず市の保管場所まで持ってくる方法についても今後検討してまいりたいと考えますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（薮野 勤君） 大森君。

5 番（大森和夫君） とにかく人手がなくて大変という話は聞いてるんです。それでダイオキシンのことでも、担当のところでは市内を見回りとかしてもらって、職員の数が足りないのが——1つモラルということもあるかも知れませんが、市の職員の体制もとれてないということもあるだろうと思うんで、ぜひ弾力的に人員の配置も考えてもらって、今放置自転車の問題とかダイオキシンの問題なんか多くの問題が出てきてますので、そういう部署には人数もふやしてもらって、市民生活に不自由がないようにできるように、特に新家の駅前には5差路で、ここの渋滞がひどいというのは議会があれば必ず論議になるとこなんで、ぜひそういうことは条例の運用も考えてもらって対処してもらおうように、よろしく願いいたします。

次、教育問題に移らしてもらいますけども、非常に教育費が低いということ、府の平均以下ということでしたけども、96年、97年ベースで例えば、府的に見まして児童1人当たりの決算額でいいますと、泉南市は順位でいうとどれぐらいになるかわかりますでしょうか。

議長（薮野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 正確には確認いたしておりませんが、低い順位の方であるというふうには思っております。

議長（薮野 勤君） 大森君。

5 番（大森和夫君） 低いも低くて、96年度といいますと、32市——大阪府下で大阪市を除いた数で、平成8年度ではべったと、府下で最低と、昨年度はワーストスリーということになってまして、これは教育費に占める割合が非常に少ないと。特に児童に対する1人当たり府下最低ということなんで、それ以前はちょっと埋蔵文化センターなんかがありましたから教育予算も低くはなかったんですけど、極端に低い状況にあると。この部分をもうちょっと教育費をふやしてもらおうということは絶対的に必要かと思うんですけども、その辺市長のお考えはどうでしょうか。

今、壇上での質問でも言わしてもらいましたけども、不要不急な公共事業などを削って教育費にもっと回すべきだと思いますけども、その点はどうか、ぜひお願いいたします。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 毎年大阪府の「自治おおさか」にいろんな公共施設の整備率が一覧として各33市——大阪府は除いてありますから32市載って

おりますが、御承知のように泉南市の教育施設、いろんな形で非常に高い数字になっております。プールはほとんどございますし、それからそういう建物関係も先に整備がされてると。よそはまだプールなんかないところが非常に多いんですけども、そういうことで整備率としては非常に高いというふうに私は思っております。

ただ、例えば今度はその大規模改修とか、あるいは部分的な修繕費とか、そういうものについては補助制度に乗らないという部分、大規模は乗りますけども小規模の場合は乗らないということもありまして、やや落ち込んで分もございます。

御承知のように教育費は何か1つ事業をしますとバンとふえますので、なかなかどれが平準かというのは非常に見にくいんですけども。ここの二年大きな事業をやっておりませんので、当然低い数字になっているというふうに思っております。基本的には当然極めて大切な教育施設でありますから、順次改善をしていかなければいけないという考えを持っております。

10年度予算査定はまだでございますけれども、今要求段階かというように思いますけれども、当然教育委員会は教育委員会の立場で要求をされているというように思いますので、今後11年度予算全体を見る中で、教育施設の充実ということにも意を配していきたいというように考えております。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 平成9年、8年で言いましたように、児童、生徒、園児1人当たりの決算額がワーストワン、ワーストスリーというのは実際の数なんで、今言いましたように大規模改修の再開の予定をお聞きしたんですけど、回答がなかったんですけども、この予定がどれぐらいから予定されてるのか。それと、特にこれはなかなか手がかからない状況にあるかと思っておりますけども、例えば長年の要求だった保健室のクーラーの設置、こんなにも非常におくれてると聞いているんです。これはもう3年以内に頑張っつつくるということでお約束してるはずだと思うんですが、これができてない。

それから、さっきの食器消毒用保管庫ですよね。これはセンターが開所以来一度もかえてないと。値段は確かに3,000万ほどする高いものらし

いんですけども、0 - 157の事件なんかもあって、ほんとに給食の食中毒に対して不安が広がってる中ですから、こういうところの予算をぜひやっていただくようお願いしたいと思います。

それから次に、野焼きの状況を出していただきましたけども、10年で66件ということで、多分これ全市に広がって野焼きをしてるという情報があります。ただ、今、野焼きなんか土・日に集中して燃やす場合が多くて、市に報告がある分以外の野焼きはたくさんあると思うんです。今、清掃工場の周辺でダイオキシンの調査が行われてますけども、不安というのは清掃工場周辺だけではないと思うんです。野焼きしている周辺の中で、私とこ大丈夫かというように思っている方、野焼きされてる近くに住んでる方は、野焼きのダイオキシンを心配されると思うんですけども、堺で116カ所でダイオキシン調査をしましたけども、泉南市でもこういう大幅にダイオキシンの土壌調査をする予定はないんか。野焼きも結構泉南市は多いと思うんで、そういう対策を講じる予定はないのかどうか、お聞かせください。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員のダイオキシン類に関する御質問に御答弁申し上げます。

まず、堺市では大規模なダイオキシン類の調査を行ったが、本市の対策はどうかという御質問であったかと思えます。本市におきましては、現在まで大気中濃度につきましては、平成10年6月15日に市役所屋上において調査を行っております。それ以外につきましては、大阪府が実施団体でございますが、年2回の大気中濃度の測定を行っております。また、一般環境土壌中の濃度の調査につきましては、平成10年6月25日、これも大阪府の方において調査を行っていただいております。

それで、市独自の大規模調査の件でございますが、何分ダイオキシン類の調査につきましては、1検体当たりの調査費用がかなりの金額に上ることから、来年度につきましては本市において大気中が1回、また土壌についても一度の調査を行っていききたいと、このように考えておるところでございます。

それと、大阪府が従来実施しておりました各検体の調査につきましては、引き続き泉南市で調査していただくよう強く要望いたしております、来

年度につきましてもことし同様の調査を行っていただけるということになってございます。

それと、清掃事務組合におきましても、冷却水及び敷地内土壌濃度の調査も先日行っておりまして、数値につきましてはそれほど大きな数字が出ておらない状態から、我が方では今年同様の調査で十分ではなからうかと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（薮野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 6月25日に府のダイオキシンの検査がありまして、そういうこともあったんでということですけども、6月25日の府の検査は、5カ所検体を取りましたけど、1カ所にまとめて調べたということで、結局4ピコグラムですか、という結果が出たけども、どこが高くどこが低いかわからないと、ごっつい不評であったため再度男里浜で調査をするというふうに聞いてるんですけども、それはどうでしょうか。

それと、ダイオキシン問題で広報活動が大事だというふうにおっしゃられてましたけども、この6月25日のダイオキシンの調査の結果は広報には出なかったんですね。おくれて1月に載せられるというふうなことをお聞きしてるんですけども、そういう対応がちょっと遅いんじゃないかというふうに思います。

それと、検体の予算が高いと、ダイオキシンの予算が非常に高いという話ですけども。堺では116カ所して数が多いということもあったかと思えますけども、1検体20万円の計算で予算を組めたらしいです。そういう意味でいうと、たくさんして安く上げると、そして市民の不安も取り除けるということがあろうかと思うんですけども、そういう点で堺でいえば各小学校区で1つずつ、それから発生源と思われる清掃工場周辺で4カ所、計7掛ける4で28カ所そういう調査を行っているんです。これぐらいやりますと市民の不安も取り除けると。議会でこういう野党の質問があったときに、与党もこれはええということで乗ったという話なんですけども、そういう意味では市民の理解も得られると思うんですけども、再度お聞きしますけども、そういう形でたくさんの地域での、1校区ぐらいの検査を考えられないかどうか、もう一度質問に対してお答えをお願いいたします。

議長（薮野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 再度の御質問にお答え申し上げます。

まず、大森議員御指摘のとおり、発生源と思われる近くの調査につきましては、先般清掃事務組合の事務局長より男里浜公園を独自で調査したいとの報告を受けてございます。日時につきましては現時点では未定でございますが、そのような報告が先日私どもに届いてございます。

また、堺の事例のように検体数を多くし単価を安くし、たくさん調査すればいいのではなかろうかというような御質問もあったわけでございますが、現在、本市の財政状況も大変厳しゅうございまして、今後の調査検体等につきましては財政当局とも十分協議をしてみたいと、このように考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（薮野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 最後は財政難ということになってくるんですけども、何度も言いますように、ぜひ不要不急の公共投資、公共事業などを減らしてもらって、こういう分野に予算を回してもらうように、また何度も議論ありましたけども、収税率も上げてもらって、ぜひこういう市民が不安を感じてる部分に予算が回るようお願いしたいと思います。

これは財政問題ともかかわるんですけども、清掃工場の改修、建てかえの予定について、これも建てかえはないようですけども、ダイオキシン対策に向けてと、ごみの増加に伴って清掃工場を改修する必要があるということで、環境庁の方ですかね、ダイオキシン対策で来年、再来年にはバグフィルターをつける予定があるというふうにお聞きしてるんですけども、これの予算、概略でもわかれば教えていただけますか。

議長（薮野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の再度の御質問で、先ほど私、清掃工場の建てかえについては聞いていないという答弁をさせていただきましたが、バグフィルターの設置といたしましうか、ダイオキシンに関する改修については、平成11年度及び12年度の2カ年で改修したいという報告はを受けてございます。ただ、いろいろうわさといたしましうか、約40億円近い予算が必要ではなかろうかとのことも聞いたわけでございますが、詳しい数字的なものにつきましては、現時点では私、正式な報告は受けてございませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長（薮野 勤君） 大森君。

5 番（大森和夫君） 大体 39 億から 40 億というお答えだったと思うんですけど、これもう今ほんまに財政難の泉南市に——阪南市と半分でダイオキシン対策ということで国からの補助が出ると。これがうまいこと国からの補助が出れば、40 億円のうちダイオキシン対策に関して国の補助が半分出ると。その半분을泉南市と阪南市が持つ。清掃工場のお金を持つと。これも金額が非常に高い金額になりますわね。ほんと財政難の泉南市で、また財政かかってくると。そやけど、ダイオキシン問題もごみ問題も避けて通れない問題で、どうしても支出が要るということになってきます。

ダイオキシン対策でいうと、1 つは今も言いましたように塩ビを燃やさないことが大きな問題であると。それから、施設を大事に使っていくということでは、ごみを減らしていくということが 1 つあると思うんです。この部分でいうと、やっぱり塩ビなんかのものは燃やさないで別で取っておくと、リサイクルして使うと。それからごみの増加を減らすと、焼却炉を大事に使うという意味では、もっともっと分別を進めていくということ。

大阪では、先ほど言いましたようになかなか分別が進んでない実態というのは、東京に比べてあるみたいです。東京では 10 種類ぐらい分別をしているところがあるらしいです。泉南市でも分けてる分別は、大阪府からいうとそんなに低い割合ではないみたいです。でも、努力すればもっともっと分別も進むだろうし、特に財政が大変な泉南市では、そういう他市に比べてより一層の努力が必要だと思うんですけども、そういう意味でごみを減らすという立場で、分別をもっと進めていくという立場で、何か方策、対策を考えておられれば御答弁をお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。まず市内のごみの分別収集を徹底するとともに、分別の種類をふやし、ごみを少なくするのが方策ではなかるうかという御質問でございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、我が市におきましては、平成 12 年度より容器リサイクル法の品目でございますその他プラスチック容器の分別回収をする予定になってございます。

現在、阪南、清掃事務組合、我が市の三者によりまして、どのように収集をするのか、ほとんど詰めの状況まで協議が進んでおりますので、これらの対策について万全を期してまいりたいと、このように考えておるとこ

るでございます。

議長（薮野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） そしたら次の合併処理浄化槽の問題ですけども、広報の12月号には、合併処理浄化槽整備事業補助が一部改正されましたということで、補助金の交付条件、補助金額、補助対象地域などが変わったということで書かれてますけども、この地域に新家の中村は入っているんでしょうか、入ってないんでしょうか。改正された地域に入っているのではないのでしょうか。そういうことは、市民生活部長としてはお聞きしてませんかでしょうか。下水道部長の方でもそういう指定を変える予定はないのかどうか、なってないのかどうか。

議長（薮野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 合併処理浄化槽の再度の御質問でございますが、新家中村地域のどのあたりかもちょっと私承知いたしておりませんが、その辺につきましても、地図上での詳細まではちょっと把握いたしておりませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（薮野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 12月号で、合併処理浄化槽整備事業補助が一部改正されましたと。問い合わせ先が環境整備課になってますけども、その変更した地域、補助対象地域が変わったということの連絡は受けてないんですか。中村だろうがどこだろうが、地域が変わったというのは環境整備課に電話するように書いているんですけども、場所はお聞きしてませんか。補助地域が変わったというのは、全然聞いてませんか。

議長（薮野 勤君） 答弁を願います。白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 確かに12月の広報におきましては、合併浄化槽について市民の皆様方にPRいたしておるわけでございますが、中村地域については、この広報に該当する補助地域の変更はなかったと認識いたしております。

以上でございます。

議長（薮野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） そしたら、ここで言われてる地域はどこなのか。それと、将来的というか近い将来、新家の中村地域は補助がおりる対象地域に変わるということをお聞きしてるんですけども、これはど



うなってるんでしょうかね。補助地域に変わるのと違うんですか。そしたら、ここで言うたのは、どこの地域のことを言うてはるのか、教えてください。ここでというのは、広報の中で言うてるのはどこの地域なのか。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答え申し上げます。

合併浄化槽の件でございますけども、あれは平成5年、大阪府に対しまして流域下水道の泉南幹線の延伸の要望をしたことがあります。そのときに新家地区、一丘団地まで要望したわけでございます。それで、現在一丘団地まで要望がなし得たわけでございますけども、そのときに大阪府の認可区域の中に、新家地域とコンプラの団地が入ってるわけでございます。

その団地については大阪府の整備区域の中に入ってますけども、我々下水道部としても今後新家地区までの幹線の延伸を要望しております。その要望がなし得た時点で、いわゆる未整備地区の一部見直しも必要ではないかということで、関係部局とで調整に入っている次第でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 時間でございますので。大森君。

5番（大森和夫君） そしたら1つだけ。関係何とかで調整中やと言うたけども、12月の広報には一部改正しましたと、地域なども変えましたというように書いてあって、環境整備課ということで連絡先も書いてあって、それが地域もわからないというようなことでは、全然だめだと思うんですよ。実際、僕が下水道の方からお聞きしてるのは、新家の中村は実際は下水道が通らないから補助地域に変わりますというふうな話をお聞きしてるんです。これは府にも確かめて、そういう話が来てるということを確認してるんですよ。それで12月の広報に書いてあってわかりませんわというようなそんなええかげんなことでは困ります。下水道、今ほんとに浄化の問題、大事な問題になってるんやから、ぜひ——答えなしですか。

議長（藪野 勤君） 答弁を求めます。白谷市民生活部長。簡潔にお願いします。

市民生活部長（白谷 弘君） 合併浄化槽の広報記載の件につきまして、現在私、手元に持ってないわけでございますが、若干広報の掲載誤字に誤りに近いような文面もあったのではなからうかなと推測するわけでございますが、今現在、下水道部と調整をしましたが、近いうちに地域等、金額等

の変更が予測されるという予定になってございまして、近々で申請者に御迷惑をかけますと、また大変なことになるわけでございますので、その申請に際しては、必ず環境整備課の方へお問い合わせをお願いしたいというような文面であったかと私、記憶いたしておるところでございますが、担当課長にも十分調査を命じまして、また適切な処理をとってまいりたいと、このように考えておるところでございます。申しわけございません。

議長（藪野 勤君） 理事者に申し上げます。ただいまの大森議員の質問に対しましての正確な回答をするように申し上げておきます。

以上、大森議員の質問を終結いたします。

午後 3 時 5 0 分まで休憩いたします。

午後 3 時 2 0 分 休憩

午後 3 時 5 1 分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

14番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員の成田政彦です。私は、大綱5点にわたって質問します。

ことは、国連が国連人権宣言を1948年12月に採択して50周年になります。その内容は、基本的人権の尊重と保護すべき人権の内容を具体的に規定するなど、個人の自由にわたる諸権利、社会的、経済的、文化的生存権に関する諸権利を規定する宣言でした。

国連は1968年、人権宣言20周年の取り組みの一環として、人権教育のための10年を設定しました。人権教育活動は具体的に女性、子供、少数者、高齢者、難民、先住民、極貧の人々、HIV感染者あるいはエイズ患者、並びに他の社会的弱者の人権に特に重点が置かれてきました。

これに対して、日本は経済先進国の中で人権後進国と言われ、政府による国内行動計画は、大企業による労働者に対する雇用、賃金差別などの人権侵害には目をつむったままの弱点を持っています。さらに、政府、大阪府などの行動計画には、国連の内容とは違う差別意識に対する上からの啓発を国・府の主導で行うという意図が強く出されております。

本来、人権は南アフリカのアパルトヘイトをなくす運動、アメリカ黒人運動の闘いに見られるように、自由の獲得運動の中で確立してきました。自由を求める運動が基本的人権を充実、拡大してきました。しかし、日本

における国連10年行動計画は、部落解放同盟が差別解消の運動として国連10年計画を各自治体を実施を迫るなどして、各自治体は人権の中で同和問題を特別に扱うという状況になってきています。とりわけ大阪府の行動計画は、その傾向が強く出ています。国連人権宣言を正しく国民に普及することは大切なことです。

現在、多くの国民の努力で部落差別が解消に向かっていく中で、同和問題を特別に扱うことは、国民に対して誤った認識を普及することでありませぬ。人権についての国連人権宣言を正確に普及することが必要であります。そこでお伺いしますが、人権についての市としての対応をお伺いしたいと思ひます。

大綱第1点その2は、今年の11月5日、全国部落解放運動連合会大阪府連泉南支部にあてた泉南市教育委員会の回答についてであります。この中で市教育委員会は、全解連を地域の人権を侵害する内容も含まれ看過できないと書かれ、今後の責任は全解連の責任と回答されてはいますが、この教育委員会の公文書は、教育委員会がどのように議論し決定されたか、お伺いしたいと思ひます。

大綱第2点目は、南海バス路線廃止問題であります。

市長は12月3日、一丘団地自治会との交渉の中で、自治会から南海バス鳴滝線、一丘団地から南海樽井駅までは廃止しないで引き続き補助金を出してほしいという要望に対して、市長は南海バスより赤字で廃止したいという要望がありいろいろ検討してはるが、利用者が少ないので、廃止の方向という表明をされました。

これに対して出席自治会役員より、ただでさえ不便なのにこれ以上不便になったら引っ越しをしなければならぬという声が多く出されました。この南海バス鳴滝線は、今から20年前、今まで大苗代地区まであったバス停留所を不便だから一丘団地の入り口に設置してほしいという住民の要望の中で実現したものでした。現在でも乗降客1日20名、年間8,094名の市民が一丘-樽井の路線を利用してあります。

とりわけ、バス利用者が高齢者、学生など自動車を利用しにくい人たちが多く利用してあります。バスは市民にとって貴重な大量公共交通機関であります。少数者を切り捨てることは、行政として責任ある立場とは言えません。また、バス路線の廃止はますます市内の交通機関が不便になり、

町の活性化を奪うことになります。ましてや今利用している市民をほうり出したままのこのようなバス路線廃止は、到底認めることはできません。市としての対応をお伺いしたいと思います。

大綱第3点目は、一丘団地及び鳴滝地区における駐車場設置問題についてであります。

現在、鳴滝地区にある市営駐車場の料金設定の根拠についてお伺いしたいと思います。また、一丘団地老人集会所市有地に建設される駐車場の料金設定についても、どのように公団と協議がされたのか、お伺いしたいと思います。

大綱4点目は、砂川榎井線の早期完成と安全問題であります。

砂川榎井線は計画決定以来、25年の経過が過ぎました。今なおJR一丘団地横のみしか供用されておりません。この25年間、たび重なる住民の要望に対しても完成はしておりません。現状はいびつな道路形態でカーブが多く、スピードを出せば前方が見えなくて交通事故が多発し、しかも舗装は至るところで傷み、危険な状態です。道路の管理も不十分で、街路樹は伸び放題、痴漢の格好の隠れ場所となっています。さらに、迷惑駐車場所となっております。このような状態は、早急に解決しなければなりません。市としての対応をお伺いしたいと思います。

大綱5点目は、来年2月、一丘団地の公共下水が公団より泉南市に移行します。公団から泉南市に下水が移行したときの料金について、いまだ何一つ住民には説明されていません。住民にとって料金問題は生活に大きく影響します。このことについて、公団と協議して住民に納得いくよう説明する必要があると思いますが、市の対応をお伺いしたいと思います。

議長（薮野 勤君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目の人権問題について、私の方から答弁をいたします。

議員が言われましたように、ことしは世界人権宣言50周年の節目の年でございます。私も人権というのは、21世紀を迎えるに当たりまして極めて大切な問題だというふうに思っております。人権、教育、福祉、環境というふうに私は21世紀のキーワードを挙げておりますけれども、その第一番に人権を掲げております。

その中でどのような取り組みをしているかということでございますけれども、人権啓発の重要性やあり方につきましては、種々いろんな形で施策としてやっておりまして、4つの柱がございますけれども、1つは同和対策といたしましては、平成8年の地対協意見具申におきまして、重点施策の方向として差別意識の解消のための教育及び啓発の果たす役割は極めて大きく、同和問題に関する国民の差別意識は、解消に向かって進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は、積極的に推進して行かなければならない、と言われております。

また、啓発活動の今後の方向性としましては、これまでの同和教育や啓発活動の成果とこれまでの手法の評価を踏まえ、すべての人々の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として再構築すべきである。さらには、平成8年3月には人権擁護施策推進法が施行されまして、部落差別を初めあらゆる差別解消に係る教育、啓発及び人権侵害に係る被害者の救済について、改めて国の責任を明確にするとともに、審議会が設置され、具体的施策のあり方が検討されております。

こうした現況を踏まえ、市民の人権意識の高揚を図るため、多くの市民が集い学習する場として、人権週間・憲法週間にちなむ市民の集い、女性問題の啓発を図るステップフォーラム、指導者育成のためのアドバイザー養成講座、多様な相談、ニーズにこたえる女性相談の開設、同和問題、障害者問題、在日外国人問題等、課題別のヒューマンライツセミナー、新たな視点からの啓発、参加型・体験型の学習としての人権文化講座、人権バスツアー、各小学校区ごとの校區別講演会やフィールドワーク等、多様な手法や内容をもって推進しております。先般行われました市民の集いにおきましては、KONISHIKIさんに来ていただきまして、特に在日外国人の問題について御講演をいただいたところでございます。

今後とも、あらゆる差別の解消を目指し、内容、手法の改善を図り、積極的に推進をしてまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（薮野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 議員御指摘の教育委員会に対する内容でございますけれども、平成10年10月30日に開かれました第10回定例教育委員会議におきまして、教育長の方から報告案件として報告されました。

その結果、この前の文書の対応ということになりまして、細部につきましては了承の後、協議会においていろいろ意見交換をしたという状況でございます。

議長（薮野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員の質問のうち、バス路線の廃止問題等について御答弁申し上げます。

南海電鉄株式会社よりバス路線につきまして、泉南市では3路線5系統の路線があるわけですが、全路線の休止の申し入れがございました。本市といたしましても公共性の観点から直ちに承服できるものではなく、南海電鉄株式会社に対しまして再考してほしいと強く要望もいたしてきたところでございます。今日まで本市と南海電鉄側との間において事務的な協議を数回重ねて来たところでございますが、現行のバス利用状況等を勘案いたしますと、鳴滝線につきましては大変厳しいものであると現在考えておるところでございます。

しかしながら、全路線の廃止となりますと大変なことになるかという観点から、金熊寺線、一丘団地線の2路線につきましては、地域の市民が引き続き利用できるよう、南海電鉄には強く存続を要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、老人集会所前の空き地を駐車場としての活用に伴い、住宅都市整備公団と種々協議を重ねてまいりました結果、駐車場としての整備及び管理運営につきましては、日本総合住生活株式会社、いわゆるJSが行うこととなっております。これに伴う駐車場利用料金につきましては、一丘団地内の既存駐車場を既に管理運営している関係上、既存駐車場との兼ね合い等から現行の駐車場料金と同額ぐらいになると聞き及んでいるところでございます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（薮野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 成田議員の現況の市営駐車場の問題について、鳴滝地区の駐車場問題について御回答いたしたいと思っております。

鳴滝駐車場問題については、鳴滝地区の3カ所の駐車場は、同和対策事業の位置づけのもと、地区内生業者用駐車場として当初設置したものであります。地区住民の自家用車利用の利便性を図るとともに良好な生活環

境の保全に資するため、平成8年、市立駐車場条例を施行し、適正な供用に努めております。

なお、管理運営につきましては、泉南市同和事業促進協議会に委託しておりまして、使用料の収納、利用者への対応、保全、清掃等必要業務を遂行していただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、地区内の市営駐車場の台数でございますが、芝手、宮本、鳥淵と3カ所ございまして、合計は92台でございます。そのうち、解放会館の駐車場、消防車緊急用の駐車場としての地区の御要望も聞いておりまして、12台分は公用使用という形になっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（薮野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 成田議員御質問の大綱4点目の都市計画道路砂川樫井線のお尋ねについてお答えをさせていただきます。

砂川樫井線につきましては、一丘団地からJRの和泉砂川駅に至る事業認可区間が1,498メートルございまして、一部権利者を除きまして用地取得等もおおむね完了いたしております。また、一丘団地内の600メートルにつきましては、既に暫定供用を行っておりますし、平成8年度には信達牧野地区内で改良工事を150メートル実施いたしました。また、平成9年度には一丘団地から尋春橋までの間140メートルの改良工事を実施いたしました。本年度につきましては、同地区内で車道部の約100メートルの改良工事を完成する予定でございます。

次に、砂川樫井線の暫定供用区間の交通安全対策についてお答えをさせていただきます。

当該区間内には、一部未竣工の部分がございまして、御指摘のように変則的な交通処理となっているのも事実でございますが、交通安全対策上、樹木等の見通しの悪い箇所については、それらの剪定を行っております。また、団地内の道路の歩行者等の横断が予想される箇所については、車両速度の減速を誘導するなど、路面表示等の実施を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（薮野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 下水道料金問題についてお答え申し上げます。

一丘団地につきましては、本年7月1日をもって供用告示を行っており、来年の3月1日に接続されるよう現在住宅都市整備公団において工事が実施されているところでございます。

料金設定についてでございますが、下水道使用料は水道の使用量に応じて決まり、上水道料金に転嫁されて納めていただくことになっております。下水道使用料につきましては、本市下水道条例第19条の適用で、一般的な分譲住宅及び賃貸の集合住宅の一定額の共益費とは異なり、使用水量の多い少ないに応じて、使用水量に応じて課せられる設定となっております。ちなみに、一般家庭での本市の1カ月当たりの平均使用水量は25立方メートルでございます、この使用水量で計算いたしますと1,800円となります。

なお、来年3月の下水道使用料の適用に当たっては、前もって入居者の方々へその内容をお示しできるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（薮野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は最初に、南海バスの路線の廃止問題からお伺いしたいと思っております。

南海バスが採算性を理由に、最初は泉南市のバス路線すべての廃止を市に求めてきた。しかし、市としては当然のことですが、公共輸送として大量の市民の足を確保してるこのバス路線を切り捨てるということは、泉南市にとっては交通機関の致命的な問題になりかねない問題だと私は思います。

私は、まず市長にお伺いしたいんですけど、泉南市の都市計画に関する基本方針の公共交通網の2、バス交通という中で、市域の各拠点と住宅地とを有機的に結ぶバス路線の充実と運行本数の増加を関係機関に働きかけ、バス輸送力の強化に努める。また、新市街地が形成される地域については、バスルートの新設検討を関係機関に働きかける。さらに、現在のバス路線と調整を図りながら総合福祉センターなどの公共施設への送迎を目的とする福祉バスを将来的に市内循環バスとして運行することの検討を進める。私は、このことについては全くの同意であります。市内バス交通をこのようにされれば、もちろん活性化するし、非常に便利なまちになると思うんです。



しかし、今回3系統5路線の中で鳴滝一丘線をいろんな事情があるにせよ、一丘団地は人口約7,000人、泉南市の10%以上の人口が住んでおる団地から樽井駅へ行くバスが打ち切られるということになると、極めて交通形態上も不便になるし、例えば来年1月からこれが打ち切られるとなると、団地から樽井に10人でも20人でも利用しておったら、その月から樽井に団地からバスに乗ろうとしたらそのバスがないと。そうすると、僕が20年前あそこの団地に入居したときは、どうして樽井に行ったかという、まず新家駅に行って、新家から和泉砂川に行って、和泉砂川から樽井に行くという、半日仕事で僕は記憶があります。

そうすると、恐らく今後少数者といえ、高齢者とかそういう人たちは、そういう方法で今度樽井に行かねばならないという、こういう問題を、市は今乗ってる、11名としても年間四千何名ですから、こういう人たちの対応をきちっと考えた上で、こういうバス路線の撤廃を考えられておるのか。

それからもう1つは、利用度の問題であります。私はあいびあに走ってる、市が今市内循環バスをやってますわね。平成9年から平成10年まで、これは週2回、4回しか団地に来ないんですけど、これをよく見ますと、団地では一丘中学校前と一丘52棟向かい、これがあるんですけど、このAコースを見ると、もう断トツにその一丘と——Aコースで一番多いのは一丘と西信達地域なんです。西信達地域もここはバスも何もなくて、南海線を利用しなければ市役所に行けないという、こういうことがあったんですけど、このバスが通ることによって、やはり便利ならみんな利用すると。これは当たり前のことですわね。そういう点で僕は利用すると思うんです。

この点からいくと、現在の南海バスのルートが極めて不便であると。いわゆる団地を一周しないで、しかも樽井には行くんですけど、市役所には寄らないと。本来もっと利用しやすいように、もっと乗客が乗れるようにそういう南海バスとか市が努力すれば、お客さんは私はふえると思うんです。

例えば、我が党が要求しとるように、南海バスの高齢者の無料乗車券、積極的に利用するようにこういうふうに運動すれば、あいびあのこのAコースを見れば人数がふえとると、こういう事実がその数字で物語っておるし、そういう点で市の廃止に当たってのまず市の——廃止でない。まだ廃

止してないですわ。市の努力ですね。利用しやすいようにどのような努力をしてきたのか。それから、今後の代替とか救済とか、ましてや少数者——市長はそういうことをしないと思うんですが、少数者は切り捨てて、年間4,000名乗っておる人を切り捨てるといようなことはしないと思うんですけど、その点はどうなんですかね。この点、ちょっとお伺いしたいんです。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤祐司君） 南海バスの問題についてお答えを申し上げます。

この問題につきましては、なお南海バスとまだ協議中であるということについて、まず確認させていただきたいと思います。したがって、まだ結論は出ておりません。ただ、非常に極めて厳しい状況であることは事実でございます。これにつきましては、今年に入りましてから南海バスの方から申し入れがございました。これについては、泉南市だけではなくて南海バスが運行されておる主に南大阪・泉州・泉南地域の中で、基本的に乗降客数の非常に少ない路線については廃止をしたい。具体的には、1台当たり5人未満というところについては、現在の社会状況を見ますと、非常に自家用車、モータリゼーションが発達してある。あるいはミニバイク等々の発達の中で、どうしても公共バス部門としての採算性という問題で、非常に大きな問題を抱えておるといことで、この問題がバス事業本来の全体の事業の運営の非常に支障になっておるといことで、とりわけ5人未満のところについては、全部を廃止をしたいといことで、近隣の市町村を初め非常に苦慮をいたしておるところでございます。

この点につきまして、先ほど部長からも御答弁を申し上げましたが、我々は公共輸送部門としての1つの使命があるといことで、強力に現路線の維持をお願いをしてまいりましたけれども、一方で先ほど利用状況どうのこうのといことで、知恵があれば今からでもできることもあろうかと思ひますけれども、全体としてはこれが伸びるという要素はないとい1つの南海バスの判断の中で、とりわけ先ほど来問題になっております鳴滝線につきましては、1台当たり1.何人という、これは民間の論理からすると非常に苦しい状況であるといことであらうかといふふうに考えております。

その中でほかの路線につきましては、できるだけ市といたしましても最

小限の市民の足を守るという立場から、これはまだ議論を重ねなければなりません。多少こういう補助金を増額してでも守っていくということで、南海バスと協議をいたしているところでございます。

それに対しまして、南海バスの方は補助金をいただいてもやはり2年、3年で再び考えさしてほしいということをお願いしております。我々といましては、先ほど若干福祉バスの例もございましたけれども、これから特にそういう足となる部分で、最近先進的なところでは福祉バスあるいはコミュニティーバスというふうなこともいろいろやられております。経費の点もでございますけれども、こういったことも視野に入れながら、できるだけ市民の足を守るという形で努力をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長（薮野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 市の答弁は、協議中と言いながら、5路線の中で鳴滝線については非常に厳しい、そういう判断を私は聞いたんですけど、利用率がどの程度かということについて、私は乗降客について8,000人ということの数、これは南海の報告がそうですな。乗降客がそうなるんですけど、どのように比較したらいいかということをもいろいろ調べたんですけど、いわゆるあいぴあへ行くバスが平成9年7月から平成10年11月分の集計を見ますと、これは毎日泉南市内を走っています。1年でどの程度乗客が乗ってるかというと大体9,644人、団地の方は4,047人ですから、毎日数が少ないといえども、年間乗降客を入れたら8,000人以上なるんですけどね。あいぴあの半分の人たちがこの車を利用していると。私は少ないといえども数千名の人々が年間利用しとるということは、やはり高齢者、学生、こういう人たちが雨が降ればあのバスに乗る。いろんな問題、いろんな理由であのバスに乗っと思うんです。

そういう点で、南海バスは採算性を理由に少数者を切り捨てると、こういうことを理由に挙げておるんですけど、私は南海バス、南海本体は株の配当がたしか8%ですね。だから、南海バス自身がどのような理由でこの赤字の金額を挙げてきとるんかわかりませんが、あそこにバスが何台配置されて、あそこに職員が何人おって、そういう具体的なものまで市は南海から出されて、なるほど南海は赤字やというふうにされたのか、ちょっとよくわからないんですけど、やはり年間8,000名以上乗降客のある

バスについて、簡単にこれを廃止するということは、泉南市の交通体系、それから新興住宅、僕の一丘団地においては、バスの来ない団地、不便な団地、こういう過去20年前のイメージそのままになると。実際、4月に廃止になったら樽井にどうやって行ったらいいかという問題がたちまち私は起こってるんです。そういう問題についてきちっと議論して解決しないままこういう問題が見切り発車で行くということは、私は極めて問題があると思うんですけど、その点はどうか。

一丘、大苗代、市場、鳴滝、そして樽井と行く路線ですわ、これ。だから一丘だけ乗ってませんよ。市場でも大苗代でも——だからこのコースの沿線の人たちというのは、バスがなくなるということですよ。樽井へ行こうと思っただって、大苗代の人はどうやって行くか。市場の人は歩いて行くのかな、市役所まで。高齢者なんかどうするのか。この辺はよくわからないんですけど、十分その点は、まずそういうこともきちんと考えた上で対応する必要があると思うんです。

それから、先ほど助役が言われた佐野でやったコミュニティーバスですね。5路線全部廃止なんてとんでもないことを南海は言ってるんですけど、コミュニティーバスについても、これは将来的な問題でなくて即来問題だと私は思うんですわ。こういう問題についても、それは並行して考えなくてはならないと私は思うんですけど、その点はどうか。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 確かに、私どもも南海バスの言うことをそのまま聞いているわけではない。ただ、南海バスとして非常にそれなりの具体的な合理化といえますか、効率的な努力をしてきた、あるいはバスを縮小したり、あるいは職員をOBの方をお願いをするという努力をしてきたという説明を我々は聞いております。それを一概にうのみにするわけではございませんが、南海も一定の努力もする中でこういう申し出がなされた。それは信頼関係の上に立って我々は確認をいたしております。

それと、今も出ましたんですが、大変我々としても非常に残念なことといえますか、まだ決まっておられませんけども、これからも一生懸命言いますが、そういう形で非常に乗車人員が少ないという中でそういう一定の判断をされ、なおお願いをしますけども、それなりにやはり最終的には判断をせざるを得ないのかなと。

それとあと、確かに私ども係員といいますか、現場の人間も実際にそのバスに乗って、どういう方が乗られておるのかということも調査もいろいろいたしております。ただ、こうすればいいというふうな名案はございませんけれども、先ほども申し上げましたように、この問題については、たとえ今多少補助金について増額をし、南海バスに路線の継続を要請したとしても、いずれまた廃止という話が必ず出てきます。そのためにも、今からそういう何といいますか、市民の足を確保する別の手だて、福祉バスの拡充なりコミュニティバスのあり方なりを検討していく必要があると。これについては、この問題が一時解決したからということではなしに、今からでも早急に検討されるべき課題であるというふうに考えております。

議長（薮野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 南海バスの廃止の問題について、私は現状でも利用しにくいのは十分にあって、その路線を変える必要があるかと違うかと。それともう一つは、これを見切り発車、いわゆる現在利用しとる人を切り捨てていくのかと。4月だったら4月に毎日10人が20人乗るんでしょう。樽井に行かれない、その人たち。それはどういうふうに行政として救済するのか。南海バスは民間会社で、採算性でやるかわかりませんが、JRでもあったでしょう。結局、第三セクターで——やっぱり地方自治体というのは、公共の福祉を増進するということで南海バスとは違うんですわ。市民に対してやっぱりそれは対応しなければならないと、現状で乗っとる人たちには。そういうことも十分に考えられとるんですか。まさかそんなことはないと思わうんですけどね。その点はどうですか。

議長（薮野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 確かに数は少ないとはいえ、現実にご利用されておられる方もいらっしゃるわけです。したがって、私どもも担当の課の方で現実にそのバスに乗り、どういう利用状況かということも確認をしております。ただ、公共としてなかなか本当にお一人お一人の方の要求を満たすところまでいかない。これまでそれを南海バスにお願いをしておったわけですから、それが切られるという状況が、現実に今協議中ではございませんけれども、申し入れがあるわけですから、それについて最低限必要かわりとなるような輸送手段というものが行政として考えられるのかは、先ほど申し上げました事例を通して早急に勉強していきたいというふうにお

答えを申し上げます。

議長（薮野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私、市長にお伺いしたいんですけど、これは市政の根幹にかかわる問題で、先ほど泉南市の都市計画に関する基本方針で、これでいくとバス輸送力の強化に努める、バスルートの新設検討を関係機関に——最初から都市計画に関する基本方針がこれで崩れてくるんですけど、そんなことはないと思うんです。努力すると思うんですけど、一丘コースについては、現在、利用する人たち、こういう人たちを切り捨ててそのまま行くのではないと。この問題にきちっと対応し、よく議論した上で対応するべきものだと私は思うんですけどね。

それから、あいびあのバスにしても週2回です。団地に行くのは週2回です。これをもっと毎日発車をするとか、いろんな検討協議して、やっぱりなるほどそうやと、それだったらやむを得ないなということがあるんですが、今のままだったら全く私は住民として納得——それは少数者や、少ないというのでなくて、団地の路線を切り捨てられるということについて、私は住民が少なくとも毎日利用しておると、そういう立場からこれは少数者を切り捨てるものであると。

市長は先ほど人権の問題で非常に言われたんですけど、少数者の人権、非常に大切ですよ。そういう点をよく勘案した上で対応する必要があると思うんですけど、私は見切り発車はしないと。やはり救済の問題とか、その次の路線の問題、そういう問題に十分対応した上で、この問題について対応してほしいと思うんですけど、その点市長はどうですか。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 南海からいろんな路線の休止という話がありましたけれども、我々もそのあたりの根拠なり、あるいは公共輸送機関としての責務の問題も追及をしてみました。他の路線も利用者は非常に少のうございます。平均乗車密度は5人前後でございますね。その中で一丘樽井線は1.1人と、極めてこの中でも断トツに非常に効率が悪い路線であります。そういうこともあって、休止をしたいという考え方を示されたわけでありまして、我々の方も行政がいろいろこういう赤字路線の補てんをいたしておりますけれども、やはり投資と効果ということも一方では考えなければいけないわけでございます。

したがって、大変苦慮しているわけでございますけども、先ほどありましたあいびあの車は、あいびあへ行くという、あるいは公共施設に行くという特化したバスでありますから、非常にたくさん御利用いただいているというのは、ありがたいというふうに思っております。これは駅と一丘団地を結んでいる路線バスということでございますから、当然性格が違うわけでありまして、これが廃止ということになりますと、わずかでありましても利用されている方々の対応をどうするのかというのは、1つの大きな検討課題というふうに我々受けとめておりまして、何かいい策はないかどうかという検討をいたしているところでございます。

それから都市マスの話をされましたけれども、これは当然道路整備とこういう公共輸送機関と連動するものでございますので、新たな都計道路の完成によっては、また路線の充実、あるいは乗降客数によって新設あるいは巡回ということも可能になってくるというふうに考えておりまして、そういう記載にしているところでございます。

議長（薮野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） そうすると、私どもはバス路線については、廃止は反対ですけど、これに対応するために現在利用しておる人については、市としてそれは対応しなければならない。市というのは、もちろん公共の福祉の増進——南海とは違うので、これは当然そういう対応をしなければならないと。そういう限り見切り発車はしない、そういうことですか、市長。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この路線、実際担当課長に乗っていただいて、どこでどういう方が人数的に降りられるか、どこからもう空になるかということも確認をいたしております。ですから、それでいきますと一丘団地から樽井駅まで行かれる方というのは、この中でもさらに非常に少のうございます。ですから、もしケアをすれば、大体のトレンドが把握できつつございますから、何かいい対策がないかということで検討をしているところでございます。

議長（薮野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） これでバス路線がなくなるというか、樽井に行くこれがなくなるんですわ、団地は。ただでさえ不便なのがなくなるんですからね。ただでさえ不便なのがまた不便になると、また車を買わなあかと、

こういう実態になると、これが現状ですわ。

私は、そういう点ではこの問題については、きちっとした対応をして、一丘から鳴滝コースについては見切り発車をしないと。バス路線については反対であります。現状ではこれは認めることはできません。

もう一度市長、4月とかそれは事実なんですか、もう一遍聞くんですけど。そういう時期については、どういうふうになってるんですか。

議長（薮野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 協議がまとまり次第ということですけども、時期につきましては、向こうも多少の準備期間が必要だということで、4月なのか何月なのかということについては、はっきりはいたしておりません。

議長（薮野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 市としても公共輸送の確保のために、この存続のために私は頑張っしてほしいと思います。少数者といえども10人であります。それはきちっとやってほしいと、私はそのことを強く要望いたします。

次に、一丘の駐車場の問題なんですけど、これはちょっと要望として上げてるんですけど、私ども公団と一丘団地自治会との交渉の中で、駐車場の設定についてはどうなっておると質問をしたところ、泉南市は土地は提供したけど、それだけであつたと。駐車場の測量のお金、それから駐車場の整備のお金、すべて都市整備公団の下請機関JSに全部負担させたと。だから成田さん、1,000万円駐車場の整備しましたので、その料金は利用者が負担するんですよ。何のこっちゃない、土地は、市はもともと海営宮池を埋め立てた土地でただで提供するんですけど、料金はすべて利用者の負担で6,000円ということなんですわ。

これは鳴滝地区の場合、例えば1億4,000万使って2,500円の料金ですわね。これ、もし市が1,000万負担したら、もちろん料金はゼロにはなりませんけど、2,500円以下になるんです、恐らく。1,000万を市が負担した場合ね。当然、この料金は2,500円以下、もう明らかです。公団がそう言っとるんですもん。負担してもらいますよと、10年間きっちり。

そういう点で、私はこれは逆差別じゃないかと私は思うんですわ。同じ泉南市内で市有地の提供を受けながら、こちら6,000円、整備費は市は一切負担しない。しかし、片方では1億何千万負担して2,500円。こん



な、同じ市民として一丘団地の住民は違うのかと言いたいですよ、これ。市長は駐車場が造成されるからそれでいいんだと思うんですけど、私はこういう駐車場の増設は、もちろん歓迎ですわ。しかし、料金については、同じ市有地を提供してこれだけ差があるというのは、すべて片方は住民に負担させるのは、ちょっとこれは私は納得できないと思うんですわ。この点はどう考えますか。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員の再度の御質問でございますが、まず鳴滝地区の駐車場につきましては市営駐車場であると。それと、今回老人集会所前の空き地につきましては、土地の所有者が財産区財産の物件でございまして、その方から住宅都市整備公団に土地を貸し付けるということになってございます。ですから、成田議員御指摘のとおり整備及び管理運営等につきましては、すべて住宅都市整備公団が行うということになってございまして、公団は従来行っておりますＪＳにすべてを任すと、このように報告を受けてございます。

そのような観点から、老人集会所前の駐車場予定につきましては、一丘団地内の既存駐車場と同様の管理になるのではなからうかと思っております。ところでございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は逆差別の象徴としてその問題を取り上げましたが、これ以上は、また条例で駐車場が出てきますから、そこで取り上げてやりたいと思います。

次、教育委員会にお伺いしたいんですけど、10月14日付要求書に回答ということで、全解連に対する回答の文書は、これは教育委員会の正式の——私は読みましたよ、教育委員会の文書は公開されてますから、あれ。議事録を読みました。きちっと読みました。

その中で事実と違う回答が、事実に対する報告がある云々で、それ以外は教育委員会の正式の会議では何も話されていないんですわ、中身は一切何にも。それで協議会でしょう。議会でもそうですわな。協議会では決められませんわな。常任委員会、本会議で決めるんですけど、この文書は——これ読みますよ。「10月14日付要求書に対する回答」。「泉南市教育委員会は、全解連泉南支部と、泉南市教育委員会研究指定校の地域学習・

部落問題学習について2回の懇談をもち、対応してまいりました。然るに、全解連泉南支部の10月14日付の要求書においては、8月31日実施した懇談会での泉南市教育委員会の回答とは異なり事実無根のことが随所に記載されています。更に、地域の人々の人権を侵害する内容も含まれ、看過できないものであります。しかもこの事実を反し人権を侵害する回答を公表するというような意志を表明されております。これらの行為は、見解の相違は相違として尊重しつつ真摯に議論を重ねるという懇談会の在り方を否定し、相互の基本的信頼関係を根本的に損なうものであります。よって、泉南市教育委員会としましては、今後、信頼関係に基づく懇談会を全解連泉南支部とは実施することができないと認識せざるを得ません。なお、事実を反する回答の公表による社会的影響に対する責任は、一に全解連泉南支部にあることをあえて付言いたしておきます」。泉南市教育委員会委員長東野藤介、教育長赤井悟。

私はこの2人にここへ——赤井さんはここにいますから聞きたいと思えます。教育委員会の公文書には、議論は書いてないんですわ。議論は何も書いてないんです。僕は読みました、きちっと。何一つ書かれてない、こんなことは。協議の席でこれが——そしたらこの文書を例えば教育委員何名おりましたか。4人か5人、教育委員が論議して教育委員が書いて、それで赤井教育長とそれから東野教育委員長がこれに印鑑を押したと。そうであつたらこれは正式な文書になりますけど、公開されてる教育委員会のあれを読んだら、このことは一切触れられてないんですわ。

そうすると、教育委員が議論して、この文書をきちっと何が人権侵害であつて、これがこれでどうあつたということを教育委員の人が全部確認して、その上でこの公文書を出しましたか、この文書。

議長（薮野 勤君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 成田議員さんからの御質問にお答えをいたしたいと思うんですが、教育委員会の議事録につきましては、署名は委員長がその会議において指名をいたします。市議会における署名議員さんの指名と同じこととございます。したがって、私はその議事録に対して署名をすることはありません。しておりません。

それから、今回の件につきましては、そこにも書かしていただいておりますけれども、5月と8月の2回にわたって懇談会を持ちま

した。それにつきまして、その内容については逐一委員長にその都度報告をしながら、相談といえますか、やってまいりました。

なお、報告案件として、これは議事として取り上げることでなくて、報告案件でいいということで委員長からもそういう指示がございましたので、報告案件として申し上げました。その経過につきましては、ここでは申し上げる段階ではないと思いますので、その経過について申し上げて、その内容等について簡単に報告をし、委員長の方からもそのことについてのお話がございました。

あと、質疑等特にはなくて承認をされたということでございますが、なお十分その中身を、どういう中身でこういう文書になったかということの中身のいわゆる細かい部分についての説明については、定例教育委員会が終わりました後で、担当から逐一その内容についての違いについて説明を申し上げたということでございます。

議長（薮野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） これは、全解連の支部は文書の中で、いわゆる教育委員会の懇談会の中で、あなたたちはこういうことを言ったでしょうと、事前にそうでなかったらこのことについてはちゃんと違うという回答をしてほしいと、こういう文書を送ったんですよ。それに対して何の回答もなのままこれが出てきたんですよ。これがバーンと出てきたんですよ。教育委員会として全解連支部の皆さんが、こういうことは正しいかどうか、こういうことをあなた方は言ったんじゃないですか、もし間違っていたら回答してくださいと、そういうことをわざわざ一方的にやってないんですよ。教育委員会はこういうことを言うたんでないかという確認の回答をしてほしいと、だめならだめという。一方的に全解連がバーッとやったわけではないんですよ。それを無視して、教育委員会は全解連を人権を侵害する団体やと、こういうことを言っとるんですよ。

私、ここに委員長東野藤介さん、ここへ呼んで喚問したいぐらいですよ。一体何を議論したのかと、人権侵害とは何かと、一体知ってってこういうことを書いたのか、よく議論して。どうですか、教育長。あんな、教育委員会の書記に見てもらいましたけど、あれではだれも納得しませんわ、こんな文書。どこでどう議論されてどうなっとるのか全くわかりませんわ、あの文書。あれが公開文書やったら、こんな文書は出てきませんよ。全解

連は教育委員会で話し合ったことについて、これが正しいかどうかということをおあなた方に回答を求めたんや。そして、あなた方は一切それに回答をしないまま、いきなりこれが来たんですよ。親切や、全解連の方が。一方的に来て糾弾しませんよ。わかりますか。

そういう点について回答しないままで一方的にこういう通告をするというのは、教育委員会は公の団体ですからな、教育基本法に書かれた。運動団体やないんですわ。教育委員会は部落を解放する、そんなこといけませんわな。当たり前ですわ。運動団体の力と運動によってできるんですわ。教育委員会の方針みたいだね。ちょっとこれ、もう一遍答えてくださいよ。それだったら東野藤介委員長を召喚しませ、ここに、何を議論したいいうて。当たり前や、そんなこと。

議長（薮野 勤君） 時間でございますけれども、答弁ありますか。一言で。西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） ただいまのことにつきまして簡単に報告をさせていただきますが、2回の懇談会を持ちました。我々は口頭での回答をいたしました。文書回答をという要請がございましたが、口頭で回答しますので御容赦いただきたいということで対応させていただきました。その結果、それではあなた方が申した内容はこうですねというものをいただきましたが、その中身について我々が回答したと違った内容でございます。我々が言ったというメモということで出てきた言葉の中に人権を侵害しかねないものを含んでおるということで、我々の真意が伝わらないというようなこともありましたので、そういう対応をさせていただきました。よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（薮野 勤君） 以上で成田議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明15日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（薮野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明15日午前10時から、本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さんでした。  
午後 4 時 5 2 分 延会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員

井 原 正 太 郎

大阪府泉南市議会議員

小 山 広 明